

第9回 野田市新清掃工場建設候補地選定審議会 次第

日 時：平成24年1月29日（日）
午後1時から

場 所：保健センター3階大会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 第8回審議会の審議結果等について（報告）

(2) 候補地選定基準について（その1）

(3) その他

3 閉 会

配 布 資 料 一 覧

第 8 回審議会の審議結果等について（報告）

資料 9－1－1 第 8 回審議会の審議結果について

資料 9－1－2 第 8 回審議会の会議録

候補地選定基準について（その 1）

資料 9－2－1 建設候補地選定の基本的な考え方（案）

資料 9－2－2 中里選定基準と基準の設定方法

資料 9－2－3 他自治体におけるごみ処理施設建設候補地選定基準及び選定方法の事例

資料 9－3－1 新清掃工場に対する私見（委員からの意見書）

資料 9－4－1 野田市新清掃工場建設候補地選定審議会日程表(案)

第 8 回審議会の審議結果について

1 審議結果について

第 8 回審議会では、前回の審議会で意見集約を行った一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の骨子案を元に、学識経験者にて取りまとめられた基本計画の素案を提示し審議した。

はじめに、学識経験者により取りまとめた素案を、富所委員及び恵委員から説明を受け、各章ごとに審議した結果、一部修正等があったものの、一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）素案の意見集約が終了したことから、今回の議論を踏まえ、再度、学識経験者にて素案の取りまとめを行い、各委員に送付した上で、パブリック・コメントを実施することとした。

2 審議会の会議録について

第 8 回の議事録署名委員は、笹木勝利委員と小倉妙子委員とした。

3 次回の審議会について

次回第 9 回審議会は、当初予定していた平成 24 年 1 月 9 日及び 1 月 21 日を変更し、平成 24 年 1 月 29 日（日）午後 1 時からの開催とした。

会 議 録

会 議 名	平成 2 3 年度第 8 回野田市新清掃工場建設候補地選定審議会
議 題 及 び 議 題 毎 の 公 開 又 は 非 公 開 の 別	(1) 第 7 回審議会の審議結果等について（報告） (2) 野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）について （その 5） (3) その他
日 時	平成 2 3 年 1 2 月 1 7 日（土） 午後 1 時 0 0 分から午後 4 時 0 0 分まで
場 所	野田市役所 8 階大会議室
出 席 委 員 氏 名	立本 英機、富所 富男、恵 小百合、石塚 一男、 那須野 平一、佐藤 盛、江原 敬二、大柴 由紀、 小暮 正男、笹木 勝利、知久 浩、千葉 美佐子、 平井 和子、古橋 秀夫、松島 高士、柳 勘一郎、 横張 一郎、石原 義雄、小倉 妙子、長南 博邦、 小俣 文宣、小室 美枝子、高梨 守、竹内 美穂、 鶴岡 潔、中村 利久、松本 睦男
欠 席 委 員 氏 名	鎌野 邦樹、瀧 和夫、岡田 稔、青木 重
事 務 局	今村 繁（総務部長兼新清掃工場建設支援担当）、齊藤 清春 （環境部長）、小室 照之（環境部次長兼清掃計画課長）、相 島 一美（清掃第一課長）、大和 一夫（関宿クリーンセンタ ー長）、中村 清八（関宿クリーンセンター主幹兼課長補佐兼 収集係長）、菅野 透（清掃計画課長補佐）、皆川 賢一（清 掃計画課計画係長）、知久 友行（清掃計画課主任技師）、青 木 秀夫（清掃計画課主任主事）、小沼 京治（清掃計画課主 任主事）、中山 高裕（清掃計画課主任技師）、代田 明洋（清 掃計画課主任主事）、佐藤 裕（教育委員会学校教育部長） オブザーバー：中外テクノス株式会社 3 名
傍 聴 者	1 1 名
議 事	平成 2 3 年度第 8 回野田市新清掃工場建設候補地選定審議会 の会議結果は次のとおりである。

1 開会

立本会長

定刻になりましたので、ただ今より第8回野田市新清掃工場建設候補地選定審議会を始めます。お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。最初に、本日の傍聴者の方はおいででしょうか。

清掃計画課長補佐

いらっしゃいますので入室をお願いします。

(傍聴人入場)

立本会長

傍聴者の方をお願いいたします。傍聴券の裏側に注意事項等が書いてあると思いますが、それをお守りいただき、会議の運営に支障のないようお願いしたいと思います。最初に事務局から発言を求められておりますので、よろしくお願いいたします。

清掃計画課長補佐

事務局より、議事進行前に何点か御報告をさせていただきます。本日の審議会は、委員総数31名のうち27名に御出席いただいております。半数以上の出席ですので、条例の規定により会議の成立を御報告申し上げます。本日は、鎌野委員、瀧委員、岡田委員、青木委員の4名が所用のため欠席でございます。

続きまして、本日お配りしました会議資料の確認をさせていただきます。郵送した資料に加えて、第7回審議会の会議録の議事録署名委員の署名の写し、12月1日号の市報と併せてお配りしました自治会回覧、松島委員からの意見書、33ページの差し替えを本日お手元に配付させていただいております。

それから恐縮ですが、郵送でお配りしました後、本編と資料編に訂正がございますので、御報告させていただきます。まず、「一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」の本編の1ページの2行目で「平成15年6月合併から8年近く」としていますが、「8年余りが経過しました」に、29ページの「3. ごみ処理システムの整備・拡充」「(1) 新清掃工場の建設」で「炭素型社会」としていますが、「低炭素型社会」に訂正をお願いしたいと思います。それから、資-25の「表4-1 減量化後の推計値」で、「集団資源回収ごみ」という表現を「集団資源回収」に訂正いただければと思います。まだ精査して幾つかあるかと思いますが、冒頭3点ほど資料の訂正をお願いします。

それから、本日の会議は、議事録作成のために録音させていただいております。また、野田市審議会等の会議に関する要項の規定によりまして、公開会議

となっております。冒頭、会長から傍聴者の入場が許可されましたが、本日5名の方から傍聴の申し出がありましたので御報告させていただきます。

会議に先立ちまして、事務局からの報告事項は以上です。この後の議事進行、立本会長、よろしくお願い申し上げます。

2 議事

立本会長

それでは、議事に入らせていただきます。最初の議事は、第7回審議会の審議結果等ですが、何か問題はございますか。特にないようですと省略させていただきますと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

立本会長

それでは、2つ目の議事ですが、「野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」の素案についてです。素案の作成に当たり、私ども5人の学識経験者で、これまでの審議会における3R対策や骨子案の議論を踏まえて取りまとめました。

この資料の説明は、調整役を務めていただきました富所職務代理から全体を通して、どういう趣旨で取りまとめたかを述べます。その後、章で分けて皆さんの意見等をお聞きして、加筆あるいは削除等を、述べていただくことにしたいと思います。

長南委員

先ほどの資料の訂正に加えて、ほかにも間違いではないかと感じるものが2点あります。

基本計画本編の5ページ、図2-1-1で丸印の折れ線は、「世帯数」となっていますが、「世帯当たりの人数」ではないでしょうか。

それから19ページの「(2) 市民意識の向上」、「1) 分別の徹底」の3行目、「不燃ごみも16.1%」と書いてありますが、句点の「。」になっています。これを小数点に変えていただきたい。

清掃計画課長補佐

御指摘のとおり、訂正させていただきます。

立本会長

それでは、訂正のほどをお願いいたします。よろしいでしょうか。

(異議なし)

富所委員

一般廃棄物処理基本計画について、廃棄物処理法における以下の６点の要件に沿って説明した。

- (１) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- (２) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- (３) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- (４) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- (５) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- (６) その他の一般廃棄物の処理に関し必要な事項

また、焼却処理施設の規模について算定方法を説明した。

惠委員

「市民・事業者・行政の協働による循環型社会のさらなる推進」のタイトルの意味と中小規模事業者に対する排出抑制の配慮、事業の規模によらず意識改革を行い、市民、事業者、行政の三者の連携強化を行う旨の説明をした。

立本会長

我々のほうで素案を作りましたが、できるだけ優しい表現をしようと努力はしましたが、難しいところもあると思います。皆さんから御意見等がありましたら、お願いしたいと思います。

まず、第１章、基本的事項はいかがでしょうか。問題点、加筆あるいは削除等がありましたらお願いしたいと思います。

江原委員

第１章は要旨的なことなので、審議する対象ではないと思います。

立本会長

分かりました。それでは、第２章。

小室委員

第３節 将来計画の概況（８ページ）下から３行目で、「不燃物処理施設における知的障がい者の雇用に配慮します」という文面で、労働安全衛生法が関係してくると思いますので、健康診断や作業環境測定などは法律の中で含まれていると思いますが、「雇用と健康管理」という言葉に変更を提案したいと思います。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

将来計画の概況は野田市の総合計画の部分をそのまま載せていただいています。従って、これは会長等で作った部分ではありませんので、よろしくお願いします。

長南委員

第2節 産業の概況（7ページ）の2行目、「醤油醸造などの地場産業が昔から盛んであったことから、製造業の割合が比較的高くなっています」とありますが、製造業の中身が推移をしていると思いますので、今どういう傾向があるかという表現が必要ではないかと思います。

それから、その下に農業、第一次産業が書かれていますが、第三次産業もかなりごみを出すので、第三次産業の分析も記述が必要ではないかと思います。

立本会長

ありがとうございました。ただいま、長南委員が言われました製造業の傾向、あるいは第三次産業の件についてはどういたしましょうか。

先ほどの小室委員が言われた「雇用と健康管理」は、事務局から総合計画の表現と整合させているということですが、議事録には残りますが、この委員会で入れたほうがいいのではないのでしょうか。

江原委員

第3節 将来計画の概況（8ページ）は、障がい者だけではなく健康のことを明記したほうが審議会としてはいい、入れておくべきと考えます。

第2節 産業の概況（7ページ）は、製造業の割合より第三次産業の割合が大きいので、第三次産業について明記する必要があると考えます。

小俣委員

第3節 将来計画の概況は、今どき職場環境で健康に配慮するのはごく当たり前の話で、将来計画の概況なので雇用というのは入るけれど、健康に配慮するというのはなじまないのでは要らないと思います。

富所委員

第3節 将来計画の概況で、健康の問題はもちろん大事ですが、ここで記述をする必要があるかという点で、当然、法律要件でもあり、全体のバランスもあるので、議事録に明記しておくということでよいのではないかと思います。

第2節 産業の概況で、第三次産業の現状は、将来的な事業系ごみの推計のベースにもなり、第三次産業が全体の70%を占めているので触れておいたほうがいいと思います。どのような触れ方をするかは、また考えさせていただけれ

ばと思います。

立本会長

それでは、製造業の傾向及び第三次産業の現状については、表現は任せていただいて加筆をするということによろしいでしょうか。

(異議なし)

立本会長

それと、雇用と健康管理については議事録には残しますけれども、文章の中には「雇用」ということによろしいでしょうか。

大柴委員

先ほど事務局から、総合計画に書かれているので、基本的には変更しないということがありましたが、ほかにありましたら最初に事務局から具体的におっしゃってください。

富所委員

事務局の発言よりも、審議会の性格上ここで結論を出すべきだと思います。ですから、事務局に求めるより、自分たちがどうするかを決めるべきだと思います。

江原委員

8 ページは、会長が「雇用」とすると言われましたが、ここでは、「不燃物処理施設における知的障がい者の雇用」と特定してしまっています。ですので「健康」については議事録に入れますということでしたが、「雇用」とつながった文章として「健康」を入れるようお願いしたいと思います。

長南委員

江原委員の御心配は誠に有り難いのですが、仮に知的障がい者ではなくて普通の健常者でも健康は当然配慮されるべきで、ここには不燃処理施設には知的障がい者の雇用をするという表現で、知的障がい者だから雇用と健康ということでもないと思います。行政の全体の計画は、実際に不燃物処理施設を建設していますが、そういったことも十分議論をして健康を前提に作っていますから、ここでは「雇用」にとどめてもよいのではないかと思います。

那須野委員

新不燃物処理施設の建設に係るメンバーの1人ということで検討させていた

だいています。当然、知的障がい者と同時に健常者の健康上ということで、施設に相当配慮しています。特に知的障がい者と出たのは、作業と能力がよく合っており、採用するには一番いいので、こういう文言が出たと思います。そうすることで、今のままの表現でよろしいのではないかと考えます。

知久委員

この場で決めることはごみ処理の話であり、健康はまた別の枠で決めればいいわけです。今は、働く人は、どこに行っても健康管理は、ある程度されています。ですから、あまり固執する必要はないし、どうしてもということなら賛否で決めてください。

立本会長

それでは、知的障がい者の件は、このままでいいという意見が多いので、このままにいたします。よろしいでしょうか。

(異議なし)

立本会長

それでは続きまして、第3章はいかがでしょうか。

長南委員

19ページの「2）紙類の資源回収効率の向上」の5行目「可燃ごみとして排出されていることが懸念されます」の「懸念」は、「想定」とか「推定」ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

立本会長

長南委員が言われた箇所は、意味合いとしても「推定」という言葉に替えさせてください。そのほかにございませんでしょうか。

松島委員

2、3日前に資料を配っていただいて、時間がなかったので夕べ整理して、私の資料は今日配布させていただきました。

私の配布した資料は16ページから始まっていますが、はじめに12ページの「表3-2-1 現状の平均ごみ種類組成の推計結果」に「不燃物混入率」とありますがここの値（野田地域で16.7%）が、どれを足し合わせたものか分からないので、別枠にしたら分かりやすいという気がします。

それでは私の今日配布した資料のBのところからです。

これは失礼かもしれませんが、基本計画は記録というより、市民にできるだ

け読んでもらうことを想定しているはずですが、ですから、全体的に記事に表情を付けるとか、分かりやすい読み手の立場に立った編集等をしてもらいたと思います。これは時間があれば後でコメントさせていただきます。

第3節 野田市におけるごみ処理の課題（16 ページ）「1. 現行計画の評価」（1）はページ全部が現在の評価で、ごみ処理の課題とは違うと思い、提案として、「1. 現行計画の評価」を第3節として、18 ページ以降として「第4節 野田市におけるごみ処理の課題」としたらよいのではないかと思います。現在と未来の課題に分けたほうが、私の頭の中には入る気がしました。

次に、①清掃工場の建設、生ごみの減量、紙類の分別は、主だった論議のテーマなので、読み手の立場に立って、もう少し詳しく、記述量を増やしていただきたいと思います。

②は、今お話しした章節の枠組みを変更していただけたらということです。

③は、「2. 本市におけるごみ処理の課題」（18 ページ）を（1）から（11）までありますが、できるだけ重要で、論議した重さに則って並べ替えていただけたらいいのではないかと思います。どれが重要かは、また論議になるかもしれませんが、そういう編集スタイルを取っていただけたらと思います。

以上の観点から⑤に章立ての組み換えの提案を示したので、参考にさせていただければ有り難いと思います。

「（1）新清掃工場及び新不燃物処理施設の建設」。

「（2）可燃ごみ対策」で原案では18 ページに「（1）可燃ごみ中の水分及び紙類の削減対策」、19 ページに「（2）紙類の資源回収の効率の向上」となっていますが、可燃ごみの対策は大きなことなので、小項目として「1）多量の水分である生ごみの対策」、「2）資源となる紙類の分別」、「3）ルール違反（不純物、不燃ごみ）の混入不燃ごみ対策」としてもう少し詳しく書いていただきたいと思います。

それから質問でもありますが、生ごみ対策として、堆肥化の議案については触れていません。会長以下、学識経験者の方が全体の構成上の意味合いから矛盾が来ない配慮からあえて抜かれたのか、水分にこだわっているところがあるので、その辺は説明していただけたらと思います。

細かな項目としては1）に「①コンポストの普及促進」として原案の「（7）家庭系生ごみ堆肥化装置の導入促進」としている部分を、柔らかく書く。「②堆肥化施設の整備・拡充」として原案の「（8）堆肥化施設の整備・拡充」とカテゴリーを組み換えたという感じになっています。それから「③リサイクルループの構築」は、28 ページの1 行目に文言がありますが、堆肥の排出者、生産者、消費者は可燃ごみ対策の記述の中に入れたほうが、整合性があると考えます。

「（3）分別の徹底～みんなのマニュアル『野田市のごみの出し方・資源の出し方』の周知徹底」など、「市民意識の向上」（19 ページ）というのは漠然とした言い方になるので、柔らかい分かりやすい表現をしていただけたらという提

案です。

「(4) 事業系ごみ (35 パーセントを占める)」としましたが、事業系ごみが 35%もあるのでパーセンテージを入れていただいたらという提案でございます。

「(5) 廃棄物減量等推進員と自治会の連携」はそのとおりです。

「(6) リサイクルの促進」は「1) リサイクル展示場の利用促進」と「2) リサイクルフェア等の活性化」として、リサイクルフェアの活性化は、「(2) 市民意識の向上」「2) リサイクルフェア等の再利用活動の活性化」(19 ページ)に入っていますが、リサイクルフェアとリサイクル展示場で並列的に挿入したほうがすっきりするのではないかという考えです。

「(7) 不法投棄の撲滅」は、監視カメラの設置もやっているのと一緒に入れるべきではないかという考えです。

「(8) ごみ出し困難者支援」は言葉の問題ですが、高齢者世帯等に対する配慮というより、ごみ出し困難者というほうが分かりやすいのではないかという表現の変更の提案です。

立本会長

松島委員のほうから提案等がありましたが、この件についてどういたしましたでしょうか。

長南委員

質問があったようなので、質問だけ答えたらどうですか。

富所委員

最初に 12 ページの表 3-2-1 は、確かに分かりにくく、せっかくの表が生きていないということなので、もう一回整理をさせてください。

それから、水切りと堆肥化の関係は、ある意味では表裏一体なところがあり、まず水切りをして、なお残るものは堆肥化しましょうという流れをとらえていくことだと思いますので、そういう趣旨で整理ができるか、検討させていただければと思います。

全体的なことで、本市におけるごみ処理の課題で挙げている整理が、御提案の一番大きな趣旨かと思います。整理の仕方は、第 4 章 ごみ処理基本計画の 25 ページの体系図を踏まえて、第 3 章で挙げた課題がそのままなだけ込むように整理をしました。ところが、大きく 4 項目に分かれており、その順番どおりに並ばないので、どういう考え方で整理したのかがきちんと説明できるように、私が漠然と思っていた整理の仕方では十分な納得が得られないことが分かりましたので、お時間をいただければということです。

松島委員

どうもありがとうございます。これは大きなことなので、先生方でしっかりと論議していただき組んでいただけたらと思います。

1つ気になることですが、富所委員が言われた可燃ごみ対策のところ、水切りのことが終わったら、堆肥化に進むと聞きましたが、現実的に水切りすることと堆肥化は次元が全然違うことだと思います。これは同時進行を行うもので、水切りがこれ以上できなくなって、堆肥化に行こうというレベルではなくて、水切りは水切りができる人は水切りをやって可燃ごみを出す。しかし堆肥化は堆肥化で別に組んでいく。そういう並列の行動がテーマだと思いますので、その点は非常に重要なので認識していただけたらと思います。そういう意味で私は、可燃ごみ対策のほうに水切りも堆肥化も全部並べたほうがいいという趣旨で提案しました。

惠委員

松島委員の御指摘はなるほどということで承っています。もう一つの考え方として、重点施策の体系図（25 ページ）で「廃棄物の排出抑制」の中に「（3）水切りの実施」があり、その下の「ごみ減量・リサイクルの推進」の中に、「（6）生ごみのリサイクル」の中の堆肥化等々がありと、仕分けして、それを生かしてリサイクルするルートを本当に進めてもらうことだけ書き分けているという考え方もあります。

立本会長

それでは、松島委員の件は惠委員の提案と併せて再整理させてください。

長南委員

松島委員が言われた件は、文章の過不足はあるのかもしれませんが、第3章 未来志向のところは節を変える話ですが、第1節は国などの状況で、第2節でまず野田市のごみ処理の現状を把握して、そのごみ処理の現状から、第3節で課題を抜き出して鮮明にし、これからどうするかというのが第4章 ごみ処理基本計画で具体的に入ってきます。第3章の作り方としては、野田市のごみの現状、それからそこから生まれてくる解決しなければならない課題、これを明らかにする章だということで、今、松島委員が言われたことは、第4章で具体的に議論したほうがいいと思います。

立本会長

ありがとうございました。我々も、長南委員が言われたような考え方で取り組んできたので、松島委員の言われていることは、第4章で少し検討させていただくことにしたいと思います。

江原委員

「(10) 不法投棄の撲滅」(22 ページ) ですが、これからごみ減量になったときに、不法投棄がさらに出てくる可能性は高いです。撲滅ということは確かに撲滅ですが、ここに罰則規定は設けられないでしょうか。

立本会長

廃棄物処理法の中には、罰則規定があります。

富所委員

一般廃棄物の場合も含めて、廃棄物処理法に罰則規定がありますので、ここで大事なことは、どういう問題点があるかということで、罰則について条例化するかは、先ほどの長南委員と同じ発想で次のところで御議論いただきたいと思います。

ただ、法律上罰則がありまして、先ほどの健康の問題と同じですが、基本的な枠組みは法律に委ねて、野田市ならではの一般廃棄物処理基本計画をどうするのか。ましてや基本計画なので、実施計画の中で具体的な施策として規定をするという幾つかの段階を経ながら考えるべきなので、あまり細かなことをやると実施計画で審議の余地がなくなります。あえて書かれていなければどこにも罰則がないということではないという意味で必要ないと思います。

笹木委員

22 ページの「図 3-3-6 不法投棄量の推移」というのがあります。不法投棄も様々で、大きなものから、例えばビニールの袋にくるんだものをポイ捨てしたりするものもあり、ここに書いてある不法投棄というのはどういうレベルの大きさのものか教えていただきたいと思います。

富所委員

不法投棄は様々ですが、ここはごみ置き場ではない、ごみステーションではないというところに置かれたものはすべて不法投棄と法律上は位置付けています。また、ここでもそういう意味合いでまとめました。

笹木委員

そうすると江原委員が言った罰則という話になるとピンきりの話があって、なかなか難しい。だから罰則というのは、廃棄物の法律にしておいたほうがいいのではないかという気がします。

立本会長

いかがですか。では、第3章はよろしいですか。

(異議なし)

立本会長

続きまして第4章 ごみ処理基本計画ですが、いかがでしょうか。

笹木委員

遡るかもしれませんが、重点施策で提案をさせていただきたいと思います。

一つは10年後に30%と目標値が承認されました。目標値というのは、あまり極端に高くも、低くもないというのが一般的な目標値の設定の仕方ではないかと思いますが、今回の30%は極めて厳しい目標値かと思います。というのは、平成12年度から平成22年度の10年間は9.9%減量されていますが、これは大きな手段がなかったとはいえ、例えば廃棄物減量等推進員の活動や、関宿の合併で人口がどんと増え、その後また徐々に徐々に人口は増えています。そういう中で10年間に9.9%減らしたというのは、結構みんなが頑張って減らした値ではないかと思います。今回の資料の推計した値が8%ぐらいで、今後のトレンドで見ても7%ぐらいしか行かない。それに対して目標は30%ですから、相当気持ちを引き締めてかからないと、これは達成できないのではないかと。

もう一つ、この目標値は、新しい清掃工場をつくるときに場所が決まって住民への説明にも関わり、30%をベースに焼却炉の規模などが決まります。決まったけれども、住民に説明するとき、重点施策の内容では30%はとても理解が得られないのではないかと思います。ページの関係もありますが、もっと具体的な施策にしてその中身も誰もが分かる言葉にして、だから行けるという重点施策にするべきではないかと思います。

そういう意味で、今回は重点施策の肉付けということも一つのテーマなので併せて提案をさせていただきたいと思います。

まず、「2. ごみ減量リサイクルの推進」(27ページ)の「(6) 生ごみのリサイクル」の「2) コンポスト利用者との連携」というところで、早期実施とありますが、もっと加速する書き方にするべきではないかと思います。加速の仕方は、例えば生ごみ堆肥化のパイロットで確認しますとか、不燃、可燃、生ごみという3つに分けなければいけないなどです。生ごみの分別は住民にお願いしていかなくてはならない。そのときの回収の仕方にも関わります。

山形県長井市にレインボープランというのがあり、これは9,000世帯中、5,000世帯が生ごみを出しています。その出し方は、ごみステーションに置いてある70リットルのポリバケツに住民が直接入れるというやり方で15年間やってきて、今も続いていると聞いています。そういうことで、ハンドリングが非常に重要です。このように、これだったらできるなという書き方を検討していただ

きたい。

もう一つは、市内全域で一度にはできませんので、一部の地域に協力していただいて、試験的にやっていく。それを拡大するというやり方がいいのではないかと思います。

それともう一つは、生ごみを堆肥化したら、堆肥化したものを使ってもらわないといけないわけです。今話した長井市の場合、農家と契約して堆肥を使っただけ先をきちんと用意している。堆肥化の場合、そこまで一緒に連携する必要があると思います。

次に、自治会のことが書かれていますが、自治会の共同コンポストを考えてみたらいかがなものかと思います。自治会で用意した場所にコンポストを置いて、生ごみを入れるような形を取るというやり方があるのではないのでしょうか。

それともう一つ、前回、生ごみの堆肥化については塩の問題を懸念されていましたが、先ほどの山形県長井市では15年続いています。塩については農家でも全く問題ないということです。生ごみの中の塩分は1%前後で、農業関係には全く影響がないと言われているので、どんどん進めたほうがいいのではないかと思います。

30ページに「(6) 生ごみ処理施設整備」に乾燥の話が出ています。清掃工場の廃熱を利用して生ごみを乾燥する方法があると思いますので、検討課題に加えていただければと思います。

最後になりますが、重点施策の内容を整理して、各項目でどれぐらいの低減が可能なのか、その結果を積み上げて、残った分をこういう形で住民にお願いしたいという、具体的な内容を示すようにして進めたらどうかなと思いました。

長南委員

大分、御提言をいただきました。まず30%の減量ですが、こういう減量施策で何パーセント減りますという形を取っている自治体もあります。この間、行政視察に行った鎌倉市では、6月に出した中間見直し計画で、具体的に一つ一つの項目でどういう減量施策を打つのかを積み上げて、全体でこれだけの減量をしますとなっていました。ですから、できれば野田市もそのようにしたいと思っていましたが、多分この短期間では具体的に積み上げることはできないと思います。

それからもう一点は、30%は無理ではないかというお話ですが、それは今まで過去10年間で10%行かなかったから無理ですと言われていましたが、今回は例えば、可燃ごみから紙ごみを分離してリサイクルに回したり、生ごみを堆肥化等に使ったりするので、そういった具体的な施策とセットで減らすということで、頑張ってもできないことではないと思います。何も具体的な施策を打たなければ、資料編の現状推移ですが、減量ということで何とか頑張れるのではないかと思います。

それからあと、市全体ではできませんから、モデル地域を選んでそこで具体的にやれるかを、ここに入れるべきではないかということですが、それは基本計画を作った上で、それに基づいて具体的な実施計画を野田市が作りますから、その実施計画の中で、計画をしていけばいいかと思います。

笹木委員

実施計画に入れる話は賛成です。そのようにしたほうがいいと思います。ただ、実施計画になると、例えば市民が細かいところまで見ていただけるかどうかという問題があります。ですから、ページの許す範囲で、この詳細は重点施策の中のここに書かれていますぐらいの配慮もしてみたらどうかという感じがしました。

松島委員

細かいことですが、質問と言葉の問題です。

私の配布資料２ページ目のＣ　Ｐ25 基本方針チャートについて説明します。ごみ重点施策の体系図のごみ減量・リサイクルの推進「(6) 生ごみリサイクル」「2) コンポスト利用者との連携」とありますが、この連携という意味があまりよく分かりません。コンポスト利用者だけではなく、いろいろなやり方があるのではないかと思います。

2番目に、同じ項目の「(11) 資源回収業者の育成」ですが、再資源化組合の業者を対象に 30%に向けて改めて育成や指導をしていくのか、もっと広く加入していない資源回収業者のことを言っているのか、どの範囲のことをイメージされているのか質問です。

3番目に、環境保全意識の啓発の項目の「(1) 環境教育の推進」、「2) 環境美化を実践した児童・生徒への表彰制度等の設立」は、仰々しいイメージがあるという論議があったと思いますので「環境美化を実施した児童・生徒への表彰等」でいいのではないかと、前回の審議会でそのような論議があった気がします。

あと、「ごみ処理システムの整備・拡充」の項目の「(6) 生ごみ処理施設整備」は、「ごみ減量・リサイクルの推進」の「(6) 生ごみのリサイクル」にカテゴリーとしては入るのではないかと思います。

富所委員

基本的にはこの場で意義を持って改正していくことでよいかと思います。今の件のお答えになるか分かりませんが、申し上げたいと思います。

その前に、基本計画とはいえ、具体的な内容を記述することは、できるだけ速やかに取り組まなければいけないものを、実施計画を待たずに対応できる体制をつくるということで一理あります。しかし、一方で 25 ページの重点施策の

体系図は、前回まで議論して、皆さんがこれで行こうとまとめた中身で、先ほど御提案があった点は、ごみ減量・リサイクルの推進の項目の「(3) プロジェクトチーム・専門委員会等の設置」とあり、紙についても生ごみについても、ここで具体的に議論をするということだったので、是非そちらで自由な議論ができるようにと思っています。

それから、これは一つのルールということで皆さんに御理解をいただきたいと思いますが、審議会はここに書かれたことだけですべてではありません。皆さんが発言されたことは議事録に残り、公開されます。ですから、議事録に書かれていることと違った方向に行ったりすれば、ここに戻って議論ができるということで、発言はそういう形でもいかされます。どこまで基本計画でまとめるかについては、厚くなれば厚くなるほど読んでいただきにくくなることもありますので、その辺を御理解いただければと思います。

それから、コンポスト利用者との連携は、私が最初に申し上げたことですが、せっかく資源化された堆肥も利用されなければ、ごみに戻ってしまうということです。野田市が本格的に生ごみをコンポスト化するならば、定期的に1年中使ってもらうことが必要になります。そのために、「2) コンポスト利用者との連携」(27 ページ)として、堆肥による食物の生産者を農協などと申し上げていますが、そういう人たちがこれなら使えるというレベルまでいかないといけないということです。場合によっては、東村山市で生ごみの堆肥化をやっていながら、専門委員会が置かれたときには、実際に視察に行くことも是非お願いしたいと思っています。

そういう意味で、項目がどうかというのはここで改めていただければいいと思いますが、その項目が書かれているとおりなのかを審議していただきたい。本編の体系図では制度まで書いてありますが、まずはできることからやろうということがいいのか、次の段階と併せて考えたらいいのではないかと思います。

あまり書き込みをし過ぎても、煩雑で分からなくなるし、足らなければ十分ではないということで、十分な議論をしていただければと思います。

立本会長

笹木委員の言われたこと、松島委員の言われたことの多くは、実施計画で述べられることではないかと思います。基本計画ではなく、実施計画のほうで詳細は述べさせていただくということですのでよろしいですか。

(異議なし)

江原委員

25 ページの「ごみ処理システムの整備・拡充」の項目の「(4) 公害防止対策の徹底」の中に「1) 性能試験及び精密機能検査の住民の立ち会いの実施」と

「２）試運転の状態の立ち会の実施」この２点は公害対策の徹底で重要なので入れていただきたい。

これは何をするかというと、排ガスのデータがしっかり出ていますが、実際の運転の状況で排ガスの状況が変わってきます。私は焼却炉の設計など現場監督をしていましたが、測定業者との連携でかなり有利なデータが出てきます。これをある程度知識のある住民の立ち会いによって、かなり排ガスの状況を抑えることができ、公害防止対策の徹底につながります。

30 ページの「（４）公害防止対策の徹底」の補足説明になってきていると思います。焼却の立ち上げとか立ち下げのデータはまず出てきていませんで、その辺のチェックと、今後の施設での立ち上げ、立ち下げのところにバイパス装置を付けることを考えているかどうか、同時にトラブルが出たときにはそういうシステムが要ります。それから、中央操作室の立ち会いの状況をチェックするのも、適切な運転を確認するための公害防止対策だと考えていますので、先ほどの項目を入れて、かつ補足で、中央操作室の立ち会いの運転状況のチェックを住民ができるようにするという事です。中央操作室では相当のデータがでてきますが、一般の見学路では、窓越しに見るだけなので、細かいチェックはできません。これは専門的なことなので、運転状況のチェックは非常に重要です。

それから、試運転や検査も、一般住民が立ち会いすることでメーカーにも市の運転する方たちにもかなりプレッシャーがかかりますので、排ガスについてはかなり規制できると思います。

この２点はかなり重要視していますので、これを入れていただきたいと思っています。

立本会長

江原委員の提案は確かに重要ですが、詳細な項目等は行政と市民と専門委員、あるいはメーカーと一緒に新たな専門委員会を設けて検討するというように思っていました。いかがでしょうか。

江原委員

これは詳細ではなく「（６）生ごみ処理施設整備」で、「１）堆肥化」と同じような内容ですので、25 ページには是非入れていただきたい。入れないと公害対策の徹底に結び付かない可能性があります。

長南委員

今の問題ですが、確かに市民は立ち会っていませんが、市民の中にもグループとして運転状況の連続紙、記録紙の情報公開をさせて、どうなっているかというチェックはしていると思います。

それと、もし行うのであれば、例えば清掃工場等環境保全協議会がきちんとチェック機能を果たしているのではないかと思うので、そういう方がやるということならば可能なのかもしれませんが、一般市民が立ち上げ、立ち下げに立ち会って担保するのか具体的なことが思いつかないので、会長が言われたように、専門委員会等を活用して、この中には書かないで今後の課題にしておいたほうがいいのではないか。現実には、市民が中央操作室に入るより、きちんと記録を取らせているので、そういったことで対処をすればいいのではないかと思います。

江原委員

一般的には情報公開をされていると思いますが、現実的には運転の立ち上げ、立ち下げは、温度が上がってない状況のデータがあるわけです。そのデータと、そのときに煙突から出ているデータが完全にイコールになっていません。委員会に委託するということですが、そこまで分かっている人であるかどうかの問題があります。だから公害対策の徹底というのであれば、そこまでやらないといけない。

知久委員

そういうことは公害防止協定を地域で締結をして、地域の人にはまたそういう勉強をして進めることで、私は関宿の責任者をやっていますが、何かあればすぐに行って、データを出してもらいます。ですから、ここまで市民の立会いは必要ないと思います。

江原委員

地域の人と協定の締結といいますけど、排ガスが出たときには何キロ先にも飛んでいきます。地域の線引きについては今後の問題だと思いますが、空気が運んでくるので、地域住民がチェックしているからいいのではなく、分からない人間が付いてもしょうがないのです。

惠委員

江原委員の言われることは、「(4) 公害防止対策の徹底」だけでは、問題として性能試験や運転状況の立ち会いをしないと信頼できないという背景がおありかと思います。その意味で議事録には今の議論として、「(4) 公害防止対策の徹底」と信頼性の確保が話し合われているということではいかがでしょうか。それによって、次の実施計画の段階で設けられた検討組織や、モニタリングシステムなどの人の組織が必要ということになっていく、そこで議論の上、組み込みがあるかどうかになると思います。「性能試験や精密機能検査の立ち会い、実施」という言葉はどうしても入れたいという御指摘でしょうか。

江原委員

個人的には入れたい。しかし、審議会の決議で入れなくてもいいということであればそれはそれで結構です。ただし、議事録にはきちんと載せてください。

古橋委員

これは基本方針なので、江原委員の言うことは分かりますが、結論からいえば、入れる必要はないと思います。そういう言い方をされると、ほかの項目でも各論は細かいことがあり、基本的に重要なことはたくさんあります。各論でいくらエキスパートが極めて大切だということと言っても、それはものの言い方だと思います。これは、基本方針なので、どうしてもダイジェスト版になるのはしょうがないということです。

ただ、例えば専門委員会、プロジェクトチームを必要に応じてやると書いてありますが、必要に応じてというのはすごくトーンダウンします。しかし、そういうものを掘り出していくときりがないということです。

立本会長

それでは、まだ異論があるかもしれませんが、原案のとおりにさせていただいて、江原委員が言われたことは、専門委員会等を新たに設けて、詳細なことは再度検討していただく。その代わり、今言われたことはすべて議事録に残しておくということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

立本会長

それではそのようにさせていただきます。

長南委員

第2節 施策の体系(24 ページ)の留意事項(2)の本文3行目で「指定ごみ袋無料配布数の見直し施策は、ごみ減量対策としては、最も直接的で有効な施策ですが、ごみ減量による還元制度の見直し施策、持込ごみ処理手数料の改定」と書いてあります。確かにこの二つも必要ですが、指定ごみ袋の見直しというのは無料配布数を減らしていきたいということで、減らすためにはそのための施策が必要だと申し上げたと思います。例えば、「資源回収の拡充や生ごみ回収施策」を入れれば、これらをやすることで、指定ごみ袋の無料配布数の見直し施策につながるのではないかと思います。27 ページの「(4) 指定ごみ袋無料配布数の見直し」にも同じことを付け加えていただければと思います。

30 ページの「(4) 公害防止対策の徹底」の本文の最後が、「環境保全協議会

に報告します」とありますが、ここに付け加えて、「報告するとともに市民に公表します」としたほうがいいのではないかと思います。多分今も公表していると思いますが。

30 ページの「(7) 焼却灰のリサイクル推進」で、私はそこまではやることはないと思っていますが、一部そういう声があるのと、今後、最終処分場が市外の民間施設に頼っているという中で、要求が出てくる可能性があるかと思うので、「推進します」の後に、「また焼却灰のスラグ化についても必要に応じて検討します」を入れておいたほうがいいと思います。スラグ化は大変コストがかかるので賛成ではありませんが、そういう必要に迫られることもこの10年間に起こるかもしれないので、一応付け加えて置いたおいたほうがいいのかと思います。

27 ページの「(2) 資源回収の拡充」の本文の1行目で「新聞販売店等を活用した民間回収を」とありますが、上から目線のように受け取れますので、「新聞販売店等が行っている民間回収を」としたほうがよいかと思います。

立本会長

分かりました。24 ページの留意事項の(2)、27 ページの「(4) 指定ごみ袋無料配布数の見直し」は、施策の記載が十分ではないので加筆いたします。また、27 ページの「(2) 資源回収の拡充」は、「新聞販売店等が行っている」と変更いたします。30 ページのスラグ化はエコセメント化と同じようなことなので、それも加筆をするということで、文言等は再度整理させていただくことにしたいと思います。よろしいですか。

(異議なし)

竹内委員

細かいことですので、議事録にだけ載せていただければいいと思います。基本計画 29 ページ「(10) 自治会等によるごみ減量・リサイクル活動の活性化」の「廃棄物減量等推進員の活動を推進し、自治会等との連携強化」ですが、自治会の中で推進員のなり手が見つからなかったり、推進員の方の取り組み方に温度差があったりするので、推進員の育成を念頭に入れていただければ有り難いと思います。

立本会長

それは議事録に残します。また、表現も少し考えてみたいと思います。

那須野委員

廃棄物減量等推進員は現在 394 名いますが、皆さん大変な中、地域の方ある

いは自治会等から推薦されて出てくると思いますが、ボランティア精神がすごく強くて頑張ってくれる方が多いです。しかし、くじ引きで決まった推進員など、地区連絡会に消極的な方も結構います。やはり選ばれた方の育成、あるいは選ぶ前にある程度ボランティアができるとか、地域活動の経験があるなど、検討を要するかと思います。ここで検討する問題ではないと思いますが、竹内委員の意見にプラスして希望を述べておきます。

江原委員

30 ページの「(7) 焼却灰のリサイクル推進」ですけれども、スラグ化することが一番いいと思っています。ただし、スラグ化するとすれば焼却炉の機種が熔融炉に決まってくるので、ここでその項目を入れるのであれば、「一部エコセメント化またはスラグ化」という文章にするとよいと思います。

立本会長

言い方が足りませんでした。私が思っているのもそういう意味です。

長南委員

スラグ化というのは、必要に応じて検討ということです。スラグ化をすることになっても、機種は決定しません。例えばスラグ化を自前ではなく、ほかに委託処理をするという方法もあります。自前でやっても委託処理でも、お金は大変掛かります。また、例えば普通に焼却をして、焼却灰だけを熔融処理する方法もあるので、必ずしも機種が決定するとは思いません。

野田市では家庭系は結構、市民の方に一生懸命頑張ってもらっていますが、事業系がまだまだ弱いということが共通認識としてあるのではないかと思います。そういう意味で、施策の体系図(25 ページ)に「(12) 事業系ごみの排出指導」とあります。ここではこの表現で構わないと思いますが、例えば川崎市の場合は、持ち込みごみを抜き打ちでベルトコンベアに開けて、それを警察OBが、どういう分別の状態になっているかチェックします。その結果、きちんと分別していないものを持ち込んだ業者は罰則を受けて、出入り禁止のようなシステムを取ったら、途端に事業系ごみが分別をされて、ごみの量が減ったという事例があります。単なる排出指導だけではなくて、排出指導にはそのような点検、チェックも頭に置いていただければと思っています。

もう一つ、資-36 の「(4) 目標値に対する結果のまとめ」で、前から気になっていることですが、可燃ごみ、不燃ごみが減り、資源回収量も減りましたということですが、資源回収量の減少は、過去数年間の新聞販売店の回収量によって、紙の量が減っているということでした。ただ、この3年間、4年間の傾向が10年間続くのか、販売店回収も頭打ちになるのではないかと思います。これは推計が大変難しいと思います。

さらにもう一つは、この基本計画の中で紙の集団資源回収の施策を新たに加えるわけですから、可燃ごみから紙を回収に持ち出すわけです。その持ち出しの推計が入ってないのではないかという疑問がありますが、その辺はどのように理解したらよろしいのでしょうか。

富所委員

お答えをいたします。資-28の「図4-4 集団資源回収の内訳」ですが、集団資源回収の1人当たりの原単位が確実に落ちていきます。平成18年度は173g/人・日、そして平成33年度が103g/人・日ということで、6割程度になります。この内訳の紙類ですが、平成18年度は6,657トンで集団資源回収全体(9,785トン)の68%です。それに対して平成33年度は2,958トンであり全体(5,896トン)の50%です。

一般的には、集団資源回収で各品目を集めますが、約9割が紙ごみというのが通常の自治体の例です。ということは、平成18年度においても、野田市は集団資源回収における紙類の比重は小さいわけです。そしてそれがさらに半分になってしまうということです。そういう意味では野田市の集団資源回収の実態は、かなり例外的なものと受け止める必要があるということです。

それから、資-3の「表1-4 集団回収団体数の推移」がありますが、平成13年度から平成22年度で、少し波があるにしても傾向としては増加傾向にあります。これが平成33年度までの間にどういう傾向を示すかは推定していませんが、一般論で言いますと、集団回収団体は通常の自治体は減ると見込んでいます。その理由は、一般論ですが、町会が高齢化すると集団回収として1カ所に集めて持って行ってもらうので、分別状況のチェック等、町会の役員の皆さんやそれを支えるボランティア活動が重要になります。そうすると、町会の数が減るということではありませんが、通常、実施団体数は減る。あるいは町会そのものが集団回収をしないということも含めて、減少傾向にあります。それに対して、野田市は少なくとも去年までは増えており、今後は一歩譲って横ばいだとしても集団資源回収量は減るということです。これについてはもう少し分析が必要かもしれません。

集団資源回収あるいは販売店回収がある程度まで進み、横ばいになることがあっても、その後、ごみとして出することは通常ありません。それは、一度生活のスタイルとなったものを、ごみに出すことは非常に抵抗が出てきます。その資源物を販売店回収か、集団回収でカバーできるのか、あるいは今後、行政回収などを行うのかは検討の余地がありますが、ごみとして出てこないということだけは、私の経験から確信を持って申し上げられます。そういう意味でごみ量予測には直接心配はいらないと申し上げたいと思います。

長南委員

確かにおっしゃるとおりだと思います。私どもが今から対策を打たなくては
いけないのは可燃ごみのところが中心ですから、可燃ごみに今の紙ごみが減っ
ているなどのことがごみ量の予測に影響するとは思いません。

那須野委員

最近業者も新聞をあまり持っていきません。一番持っていったときには、
我々も多少は紙代をいただきました。最近紙の値段がよくないので、自治会
の集団回収に相当出てくるようになりました。

もう一つ、実際に我々が10年ぐらい集団資源回収をやっていると、紙の回収
量は減ってきています。多分、今はインターネットを利用するため、辞書など
をあまり使わなくなったので、卒業してもそういうものが出てこないのではな
いかと思います。

もう一点、出されるごみ袋の中には随分紙が入っています。ちょっとこぼし
たときには広告等で拭いて、汚れてしまうので回収に出さずに可燃ごみで出す。
その辺を今後、どう少なくするのが我々の宿題だと考えています。

小室委員

29ページの「(12) 事業系ごみの排出指導」で、事業用大規模建築物の所有者
へ減量計画書の届出を求めているとしています。審議会の中で家庭用のごみは
時間と知恵を搾って議論してきましたが、事業系のごみに関しては市民がなか
なか立ち入れないし、分からない部分なので、ごみの減量に対しては議論でき
なかったところですが、事業用大規模建築物の所有者以外の事業系のごみに関
しての記述が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

立本会長

大規模の事業者に対する記述はあるけれども、中小規模の事業系については
施策等が十分ではないので、実施計画で今言われたようなことを詳しく書いて
いこうと思っています。

小室委員

分かりました。

立本会長

残りの第5章ですが、3時45分まで休憩をいたします。

(休憩)

立本会長

会議を再開させていただきます。

第5章につきまして、御意見、コメント等がございましたらお願いします。

小俣委員

「第5章 計画策定に当たっての留意事項」(34 ページ)について、「第1節 実施体制」の1～4までは「確立します」、「努めます」、「予定しています」、「策定します」、「進めます」ということで、これを市がやりますよということですが、「第2節、地球温暖化防止への配慮」は、「構築することが必要です」と放り投げたような感じがするのですが、表現を変えていただけるといいなと思います。

立本会長

「構築します」と直させていただきます。そのほかにございますか。

笹木委員

第1節の「4. 環境マネジメントシステムの導入」で、「エコアクション 21 の認証・登録」とあります。これは日本版の ISO で、ほかにもいくつかありますが、エコアクション 21 で行うということでしょうか。例えば KES とかエコステージなどがありますが、そういうこともいろいろ検討した結果、これに決めたということでしょうか。

富所委員

ここで申し上げたかったことは、皆さんのほうでまとめていただいた環境マネジメントシステムの導入ということですので、エコアクション 21 は例示と受け止めていただいて、そのような表現を書かせていただければと思います。

笹木委員

分かりました。

立本会長

そのほかにございませんでしょうか。以上で第1章から第5章まで、「野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」の全体に目を通したことになります。幾つか訂正、加筆等々がございました。

今後ですが、パブリックコメントは、1月16日から1カ月という予定をしています。また、次回の審議会が1月9日（月）の祝日、21日（土）で、誠に申し訳ありませんが、この2回とも私と富所職務代理ともに都合がつかず出席できません。パブリックコメントが1月15日ですと、本日の内容を修正したものを皆さんの前で再度審議することが非常に困難となります。

そこで提案ですが、今、皆さんに述べていただいたことを恵委員と富所委員と私で加筆、訂正して、パブリックコメントで出すものを皆さんのほうにお送りします。それを事務局でパブリックコメントにかけていただくということでいかがでしょうか。

(異議なし)

3 閉会

立本会長

ありがとうございました。

それでは今の予定では1月16日ということなので、年内もしくは年明けすぐにでも、パブリックコメントにする基本計画を皆さまにお送りいたします。次回の審議会ですが、先ほど言いましたように1月9日、21日は2回ともどうしても2人とも時間が取れないものですから、その次の日程等につきましては、事務局から述べていただけるのではないかと思います。

本日、第8回審議会の議事録署名委員ですけれども、笹木勝利委員と小倉妙子委員になっていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

立本会長

よろしくお願いいたします。以上で今日の議事はすべて終わりました。では、事務局からよろしくお願いいたします。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

本日は長時間にわたり貴重な御審議をいただき、ありがとうございます。

次回ですが、1月29日(日)1時から野田市保健センターの3階会議室でお願いしたいと思います。

パブリックコメントですが、16日から行わせていただくことになると思います。このパブリックコメントの際は、前にあったサブタイトルの募集も予定をさせていただきますと思います。

次回の1月29日ですが、議題は選定基準に入っていきたいと思います。具体的なことにつきましては、これから会長等と相談させていただいて、事前に資料を送らせていただきますので、よろしくお願いします。

事務局からは以上です。

松島委員

1月9日と1月21日がキャンセルになって、次の2月11日は予定どおりということですか。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

1月29日の次は2月11日で予定どおりです。第9回審議会が当初の1月9日から1月29日に、第10回審議会が当初の1月21日が2月11日に変更となります。それ以降については、次回に次の開催日の日程案を示させていただきたいと思います。

富所委員

すみません、会長が不都合な場合には私が代わるというのが最初に与えていただいた役割ですが、たまたま私も同じ日に不都合があって、大変申し訳ございません。日程は変更しますが、審議の中身は少なくなるということではありません。皆さんに決めていただいた日程を守らないということについてお詫び申し上げますが、よろしくお願い申し上げます。

立本会長

どうもすみません。本日はどうもありがとうございました。

※ この会議録は、発言の主な部分を要約して記載しております。

建設候補地選定の基本的な考え方（案）

建設候補地の選定は、市民が納得する客観的な基準（候補地選定基準）に基づき行われなければなりません。

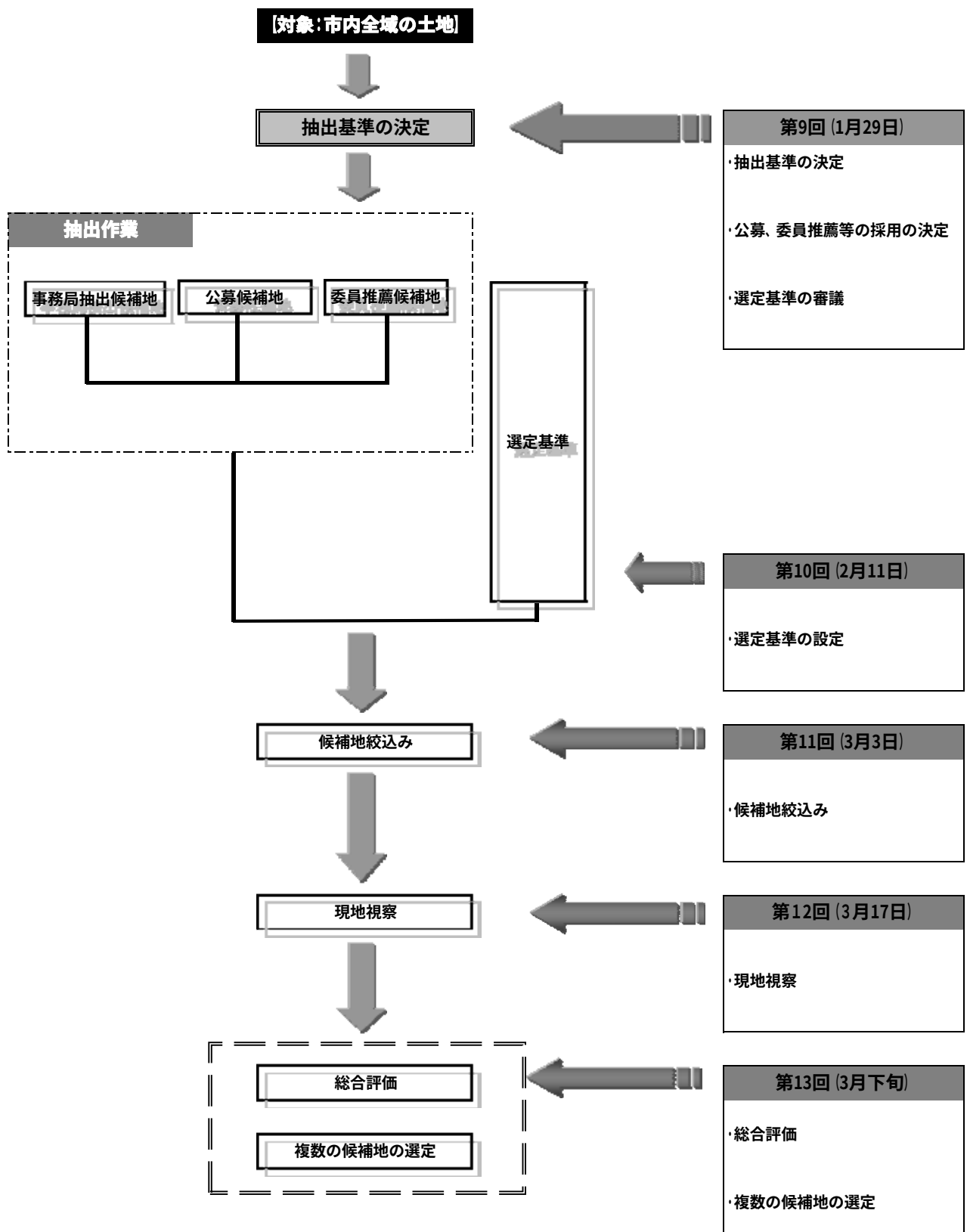
このため、候補地選定作業は、次の事項に留意しながら進めることとします。

- ① 建設候補地は、全市域を対象とします。ただし、現野田市清掃工場及び関宿クリーンセンターの建て替え並びに隣接地での建設は行わないこととします。
- ② 選定基準の設定は、特定の土地を想定して設定するのではなく、純粹に新清掃工場の建設候補地として最適な立地条件を、基準として設定することとします。
- ③ 選定基準により評価するための候補地の抽出は、抽出基準を定めて行うこととします。
- ④ 抽出基準を満たす候補地の抽出は、事務局が課税資料等に基づき抽出することを基本としますが、同時にその他の方法（公募、委員推薦等）も採用するかどうかは、審議会において決定することとします。
- ⑤ 抽出した候補地に対する選定基準による評価は、事務局が仮評価し、審議会において決定することとします。この際、事務局の仮評価に疑義のある候補地については、事務局に対し、再評価を命じることとし、会長又は職務代理が再評価結果を確認し、審議会に報告することとします。
- ⑥ 複数の候補地の選定にあたっては、審議会による現地視察を実施し、各候補地が適正に評価されていることを確認した上で、総合評価をし、選定することとします。

*選定基準と抽出基準の関係

選定基準が最適地を選出するための詳細な基準であるのに対し、抽出基準は、面積等の必要最低条件を示す基準であり、選定基準により評価すべき候補地を、市内全域から幅広く確保するための基準です。

候補地選定手順フロー図



1 月 29 日審議会の運営案

<資料>

- ・建設候補地選定の基本的な考え方
- ・中里選定基準と基準の設定理由
- ・他団体の選定基準及び選定方法
- ・審議会の日程表

<審議事項>

- ・建設候補地選定の基本的な考え方
- ・候補地の抽出基準
- ・候補地の抽出方法
- ・複数候補地選定までの審議会の運営案
- ・選定基準の設定

<決定事項>

- ・建設候補地選定の基本的な考え方
- ・候補地の抽出基準
- ・候補地の抽出方法
- ・複数候補地選定までの審議会の運営案
- ・次回審議会に、選定基準の役員案をたたき台として示すこと

2 月 11 日審議会の運営案

<資料>

- ・選定基準役員案

<審議事項>

- ・選定基準の設定

<決定事項>

- ・審議会での審議を踏まえた選定基準案の承認

3 月 3 日審議会の運営案

<資料>

- ・選定基準
- ・選定基準適合地一覧
- ・一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）パブコメ結果

<審議事項>

- ・選定基準の確認
- ・選定適合地の評価確認と現地視察候補地の絞り込み（5～6か所程度）
- ・一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）パブコメ結果に基づく修正の承認

<決定事項>

- ・選定基準の決定
- ・選定適合地の評価決定と現地視察候補地の絞り込み（5～6か所程度）
- ・一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）パブコメ結果に基づく修正の承認

3 月 17 日審議会の運営案

<資料>

- ・視察地資料

<審議事項>

- ・現地視察
- ・候補地の評価が適正であることの最終確認

<決定事項>

- ・各候補地の評価の最終決定

3 月下旬審議会の運営案

<資料>

- ・複数候補地評価一覧

<審議事項>

- ・総合評価

<決定事項>

- ・複数候補地の選定

中里選定基準と基準の設定方法

基 準		設 定 理 由
①	工業系用途地域又は市街化調整区域内にあること。	千葉県建築基準法第 51 条ただし書許可基準 ^{※1} 、第 4 立地基準、1 敷地の基準、第一号を引用
②	住宅系市街地や将来市街地になる区域に近接しないこと。	千葉県建築基準法第 51 条ただし書許可基準 ^{※1} 、第 4 立地基準、1 敷地の基準、第二号を引用
③	都市計画決定されている他の都市施設に影響しないこと。	千葉県建築基準法第 51 条ただし書許可基準 ^{※1} 、第 4 立地基準、1 敷地の基準、第三号を引用
④	学校、保育所、病院等が敷地境界線から概ね 100m 以上離れている。また、周辺 100m 以内に住宅がないこと。	千葉県建築基準法第 51 条ただし書許可基準 ^{※1} 、第 4 立地基準、1 敷地の基準、第四号を引用し、住宅について追加
⑤	主に搬出入路は原則として幅員 6m 以上の舗装道路であること。	千葉県建築基準法第 51 条ただし書許可基準 ^{※1} 、第 4 立地基準、2 搬出入計画、第一号を引用
⑥	主な搬出入路は原則として通学路と重複しないこと（歩道有りで可）。	千葉県建築基準法第 51 条ただし書許可基準 ^{※1} 、第 4 立地基準、2 搬出入計画、第二号を引用
⑦	用地交渉の際の地権者数が少ないこと。	用地購入の際、地権者数が多いと意見が割れ、交渉が長引く恐れがあるため設定
⑧	運搬効率がよいこと。	野田市の地形が南北に長いこと、ごみの収集車は一日平均一台当たり 4 往復程度収集するため設定
⑨	必要な面積が確保できる空地が存在すること。また、土地について法や条例その他制約がないこと。	・野田市清掃工場（145 t / 16h）の敷地面積：20,551 m ² 、建築面積 3,013 m ² ・関宿クリーンセンター（40t/16h）の敷地面積：15,744 m ² 、建築面積 1,471 m ² 当時は新清掃工場の処理能力を 120 t / 日と想定し、他市の事例も含め検討し、概ね 15,000 m ² の土地が確保できれば十分であることから設定
⑩	土地所有者が譲渡する可能性が大きいこと。	土地所有者が譲渡の意思がなければ、交渉の意味がないため設定

※1 「千葉県建築基準法第 51 条ただし書許可基準」とは、民間事業者が廃棄物処理施設を建設する場合の許可基準

千葉県建築基準法第51条ただし書許可基準

第1 趣旨

この基準は、建築基準法（以下「法」という。）第51条ただし書の規定による許可に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 適用範囲

この基準は、建築基準法施行令（以下「政令」という。）第130条の2の2に規定する処理施設に適用する。

第3 用語の定義

この基準における用語の意義は、法及び政令の例による。

第4 立地基準

次に掲げる規定に適合すること。

1 敷地の位置

- 一 工業系用途地域（工業専用地域、工業地域及び準工業地域をいう。以下同じ。）又は用途地域の指定のない区域（市街化調整区域を含む。）内であること。・・・①
- 二 工業系用途地域を除く用途地域が指定されている区域、市街地又は将来市街地になることが予想される区域に近接しないこと。・・・②
- 三 都市計画に既に決定されている道路、公園その他の都市施設（都市計画法第11条に規定する都市施設に限る。）に影響を及ぼさない位置であること。・・・③
- 四 学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームその他これらに類する建築物の敷地境界から概ね100メートル以上離れていること。・・・④
- 五 県及び市町村の都市計画構想と齟齬をきたしていないこと。
- 六 自然公園、自然環境保全地域、近郊緑地保全区域、緑地保全地域、歴史的風土特別保存地区、風致地区等優良な自然環境を保全する必要のある区域及び良好な住宅環境を保全すべき区域が含まれていないこと。
- 七 災害危険区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域等災害防止のために保全を図る必要のある区域が含まれていないこと。

八 その他知事が不適当と認める位置でないこと。

2 搬出入計画

一 主要な搬出入路は、原則として幅員6メートル以上の舗装道路であること。

・・・⑤

二 主要な搬出入路は、通学路と重複しないこと。ただし、歩道等が設置され歩行者の安全が確保される場合はこの限りでない。

・・・⑥

三 主要な搬出入路は、繁華街や住宅街を経由しないこと。

四 施設の設置に伴って発生集中すると予想される搬出入車両が、主要な搬出入路の交通に過度な影響を与えないこと。

五 敷地の車両出入口は原則として1箇所とし、敷地周辺の交通に影響を及ぼさないよう適切な位置に設置されること。

附則

1 この基準は、平成20年4月1日から施行する。

他自治体におけるごみ処理施設建設候補地選定基準及び選定方法の事例

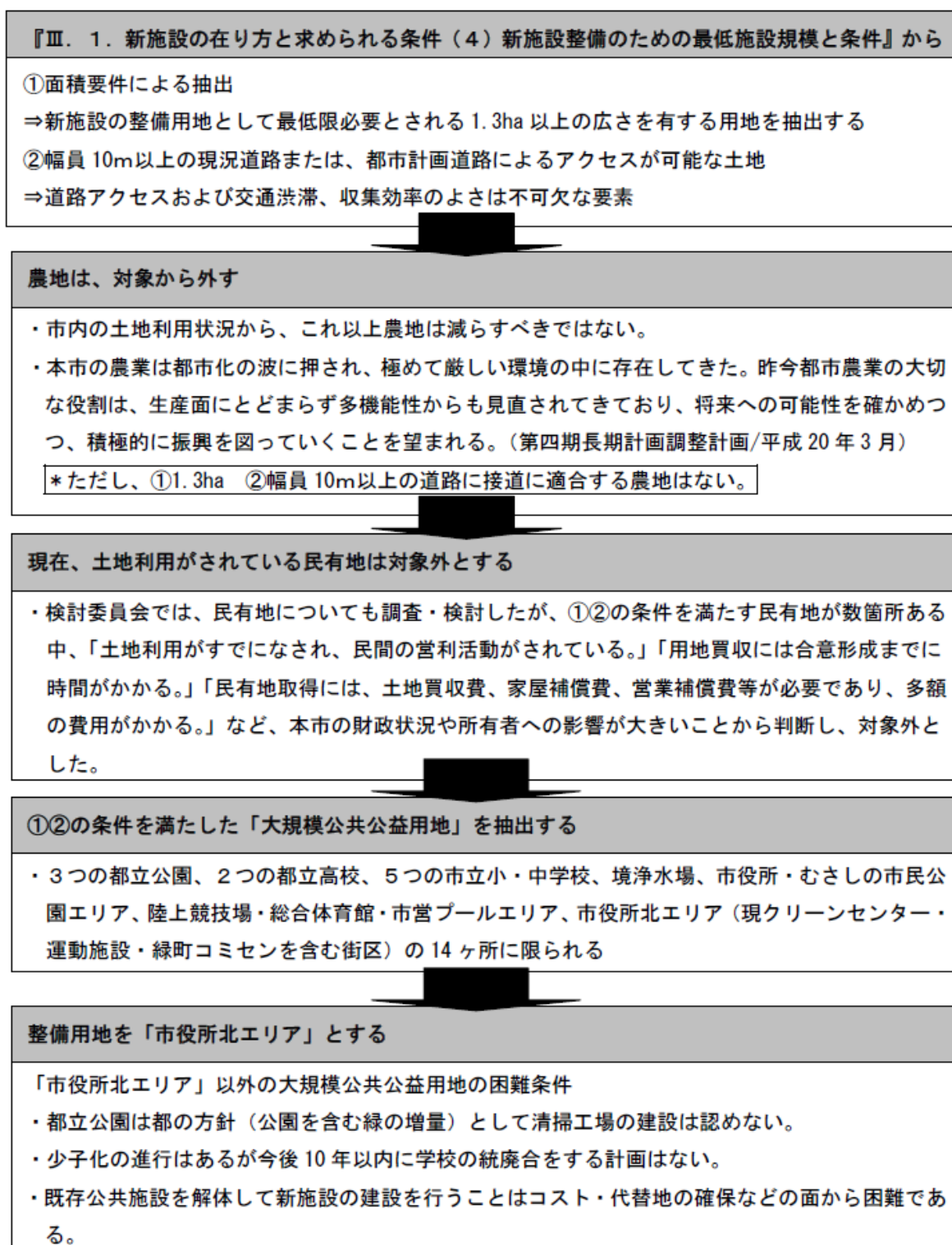
№	市町村名	委員会名称	頁
①	東京都武蔵野市	新武蔵野クリーンセンター施設まちづくり検討委員会	1
②	東京都三鷹市 調布市	新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会	3
③	長野県大町市 池田町 松川村 白馬村 小谷村	北アルプス広域連合ごみ処理施設検討委員会	5
④	兵庫県川西市 猪名川町 大阪府豊能町 能勢町	猪名川上流 1 市 3 町広域ごみ処理施設整備検討委員会	9
⑤	奈良県奈良市	奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会	13

他自治体におけるごみ処理施設建設候補地選定基準及び選定方法の事例一覧

他市自治体の 事例対象№	①	②	③	④	⑤
市町村名	東京都武蔵野市	東京都三鷹市、調布市	長野県大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村	兵庫県川西市、猪名川町、大阪府豊能町、大阪府能勢町	奈良県奈良市
委員会名称	新武蔵野クリーンセンター施設まちづくり検討委員会	新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会	北アルプス広域連合ごみ処理施設検討委員会	猪名川上流1市3町広域ごみ処理施設整備検討委員会	奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会
候補地選定基準 及び選定方法	◎選定条件に適合させ候補地を選定 整備用地の要件整理 1 面積要件 新施設の整備用地として最低限必要とされる1.3ha以上の広さを有する用地 2 幅員10m以上の現況道路または、都市計画道路によるアクセスが可能な土地 道路アクセスおよび交通渋滞、収集効率のよさは不可欠な要素 3 農地は、対象から外す。 4 現在、土地利用がされている民有地は対象外とする。 5 1、2を満たした「大規模公共公益用地」を抽出する。 3つの都立公園、2つの都立高校、5つの市立小・中学校、浄水場、市役所、市民公園エリア、陸上競技場、総合体育館、市営プールエリア、市役所北エリア（現クリーンセンター・運動施設・ミセンを含む街区）の14箇所を抽出 6 整備用地を「市役所北エリア」とする。	◎評価点により候補地を選定 1 検討委員会が6地区を、検討対象地区として答申 《検討対象地の抽出項目》 ・土地面積が2ha以上確保できること。 ・大型車両が通行可能な道路からの距離が短いこと。 ・現在の土地の所有者が公共であること。 ・学校や研究所など現に多くの人が利用している土地は避けること。 ・地域の特性を生かした特殊な利用を行っている特殊公園は避けること。 ・都市の防災機能の向上に資する遊水池は避けること。 2 検討委員会が検討対象地を建設候補地として絞り込むため相対比較項目、14項目を設定 3 両市において、各検討対象地の14項目において、調査・検討及び評価を行い最終候補地を決定	◎評価点により候補地を選定 1 検討委員会、住民公募、自治体推薦により候補地の抽出 2 除外条件で絞り込む（33箇所から18箇所） 3 一次評価基準を決定し、比較評価の実施（18箇所から6箇所） 4 二次評価基準を決定し、比較評価の実施（6箇所から最終候補地）	◎選定条件に適合させ候補地を選定 1 ごみ処理施設（焼却施設）の用地選定についての一般基準として示されている「計画標準（案）建設省昭和35年」を参考に、建設候補地選定のための判断要素5項目を次のとおりとした。 ①住民感情を考慮して、500メートル以内に人家が全くないか非常に少ないこと。さらに、1キロメートル以内に相当規模の集落・住宅団地がない場所であること。 ②国道、主要地方道から集落を通過せずに直接進入できる道路が確保できること。 ③地権者が多数で用地買収が困難であるなど予想される問題点がないこと。 ④都市計画上、将来明らかな支障が生じないこと。 ⑤1市3町のごみを搬入するのに搬送距離がなるべく短くなること。 2 候補地のリストアップ及び詳細調査地の選定（5箇所から2箇所） 3 詳細調査結果を基に、市長及び助役協議を開催し、2カ所の比較検討において、造成後の土地利用面、アクセス道路の状況、経済性の問題等主要な判断材料のすべての面で優れている国崎小路地区を建設予定地に選定した。	◎評価点により候補地を選定 1 候補地の選定における基本条件候補地は、現在、空き地（住宅地群などは除きますが、農地や山林は含んでいます）になっている所から選ぶことを大原則にして、自然を可能な限り守るなどの基本条件を以下のように9項目に整理しました。 ① 300m以内に学校、幼稚園、保育園及び病院等がなく、住宅地群に近接していないこと。 ② 自然環境を保全するため、自然公園地域、風致地区、環境保全地区等には設けないこと。 ③ 生活環境を保全するため、人口の密集した地域や、住居専用地域（都市計画法）等には設けないこと。 ④ 防災面に配慮するため、災害の危険性がある地域は避けること。 ⑤ ごみの収集・運搬効率がよく、焼却後の残渣の処理に便利な場所を選ぶこと。 ⑥ 将来にわたって、土地利用が決まっている地区には設けないこと。 ⑦ 搬出入のための主な道路が整備出来ているか、整備出来ることが確実な場所であること。 ⑧ 電気、ガス、水道等の供給設備の整備が困難でないこと。 ⑨ その他の条件
施設規模	120t/日	310t/日	50t/日	285t/日	400t/日
敷地面積 (選定条件)	1.3ha以上	2ha以上	1ha以上	4ha以上	10ha以上

■他自治体の事例①：武蔵野市

◆整備用地の要件整理

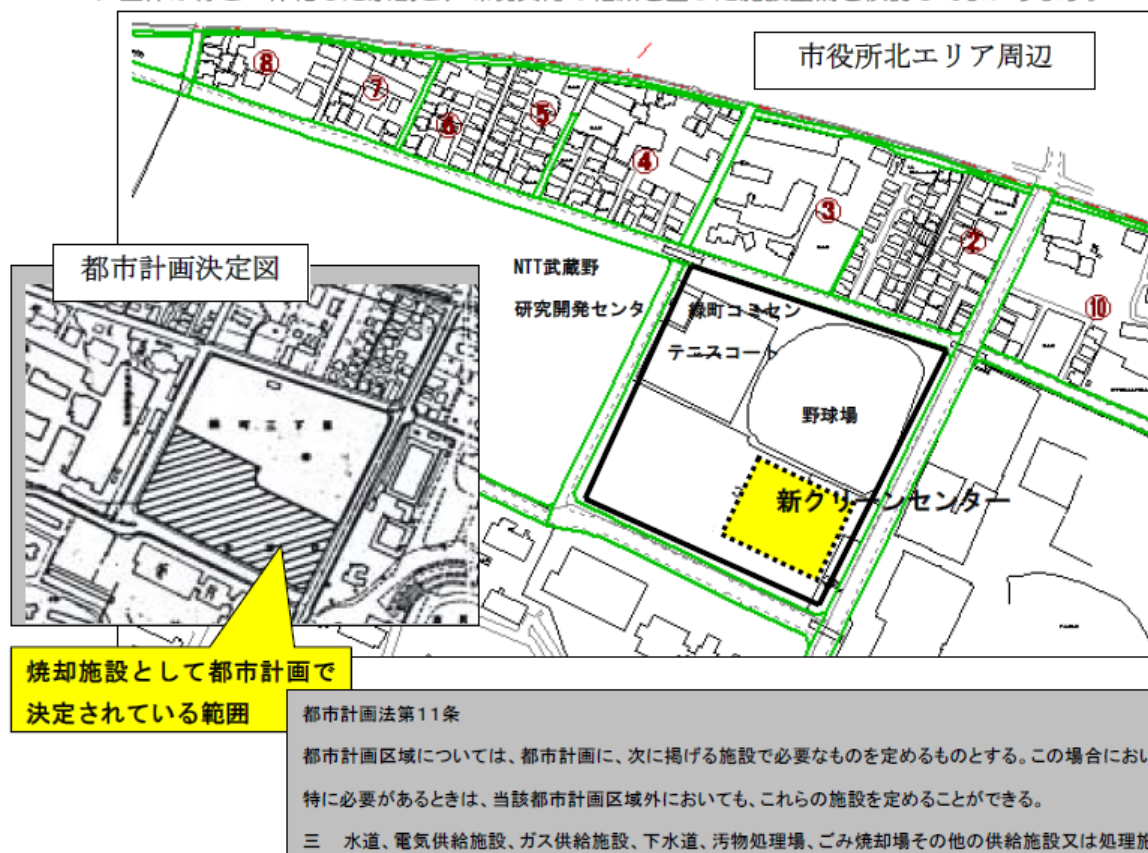


V. 施設・周辺整備の考え方

施設・周辺整備については、周辺住民の方々のご意見、ご要望を伺い、十分協議し、プラスの機能による付加価値を創り出し、周辺地域のまちづくりの核となるように計画してまいります。「地域にあってもいい施設」から「地域にあって欲しい施設」とし、誰でも利用可能かつ利用したくなる機能を併せ持ち、地域を活性化するコミュニケーションの場を目指します。

◆市役所北エリアの配置計画

新施設の配置は周囲の影響を考慮して、都市計画で定められた範囲で、北側に寄らない現施設の東側に配置します。また、残りのエリアについて、野球場、テニスコート、緑町コミュニティセンター、緑を含めた現状の配置を前提としながら、新施設とこれら施設が融合し、エリア全体が緑と一体化した景観と、環境負荷の軽減を図った施設整備を検討してまいります。



◆施設・周辺整備の検討課題

資料編パブリックコメント（市民意見）（資料編 P7～P29）と市の基本的な考え方（案）【パブリックコメント等で寄せられた意見についての市の考え】（別冊/平成21年10月作成）を「新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会」（以下「施設・周辺整備協議会」という）及び「新武蔵野クリーンセンター（仮称）周辺まちづくり整備庁内推進本部」（以下「庁内推進本部」という）での施設・周辺整備の検討材料といたします。

出典：「（仮称）新武蔵野クリーンセンター施設建設計画」／武蔵野市

■他自治体の事例②：三鷹市・調布市

2.2 建設候補地として絞り込むための相対比較項目の評価結果

(1) 検討対象地の設定

検討委員会の答申では、以下の6つの条件から6箇所の土地を抽出している。本調査では、検討委員会の答申を踏まえ、前述した同じ6地区を「検討対象地」とする。

《検討対象地の抽出項目》

- ・土地面積が2ha以上確保できること。
- ・大型車両が通行可能な道路からの距離が短いこと。
- ・現在の土地の所有者が公共であること。
- ・学校や研究所など現に多くの人々が利用している土地は避けること。
- ・地域の特性を生かした特殊な利用を行っている特殊公園は避けること。
- ・都市の防災機能の向上に資する遊水池は避けること。

(2) 建設候補地として絞り込むための相対比較項目の設定

検討対象地を建設候補地として絞り込むための相対比較項目も同様に、検討委員会の答申を踏まえ、以下の14項目とする。

《建設候補地として絞り込むための相対比較項目》

- ・土地利用の現況
- ・土地利用規制及び建設場所特有の立地規制との整合性
- ・地形・地質
- ・将来的な施設の改造、増築、建替え等への対応の可能性
- ・用地取得の実現性
- ・建築物形状への制約の有無
- ・住居密集割合
- ・周辺諸施設との距離
- ・騒音、振動、悪臭等の環境保全対策への対応可能性
- ・周辺他施設における車両通行状況
- ・収集運搬の距離
- ・関連施設との距離（粗大ごみや資源ごみ関連施設）
- ・他市町村との距離関係
- ・両市の位置関係

表 2.1 総合評価

相対比較項目		A 地区	B 地区	C 地区	D 地区	E 地区	F 地区
土地利用の現況			◎	○		○	
土地利用規制及び建設場所特有の立地規制との整合性			◎	○			◎
地形・地質		◎	◎	◎	◎	◎	◎
将来的な施設の改造、増築、建替え等への対応の可能性		◎		◎	◎		◎
用地取得の実現性			◎	○		○	
建築物形状への制約の有無			◎		○	◎	
住居密集割合		○			◎		◎
周辺諸施設との距離					◎	○	
騒音、振動、悪臭等の環境保全対策への対応可能性			◎				◎
周辺他施設における車両通行状況		○	○	○	◎	○	○
収集運搬の距離		○	◎	○			
関連施設との距離		○	◎		○		
他市町村との距離関係		○	◎	○			
両市の位置関係		◎	◎	◎	◎		◎
個数	◎	3	10	3	6	2	6
	○	5	1	6	2	4	1
	無印	6	3	5	6	8	7
得点		11	21	12	14	8	13

得点は無印：0点、○：1点、◎：2点で算出

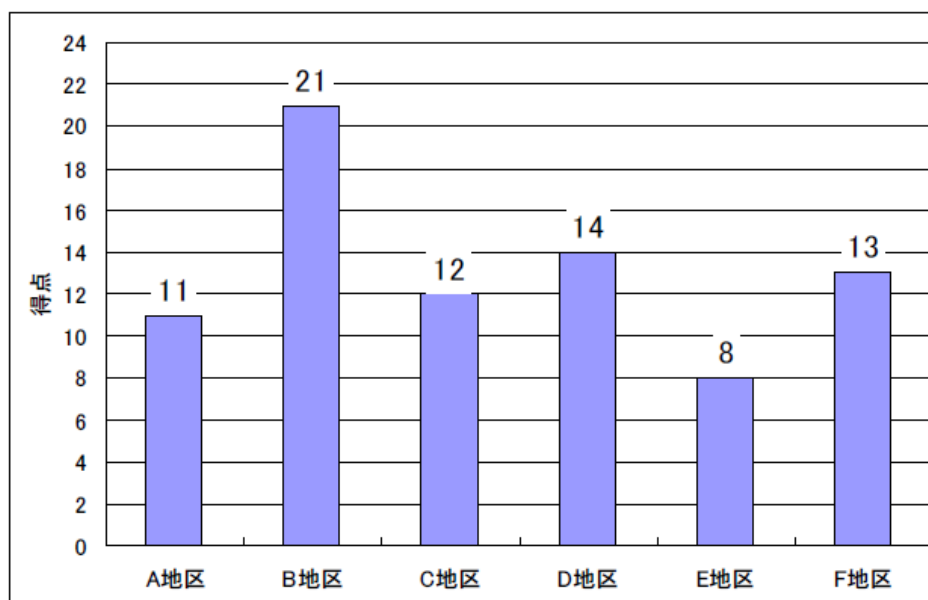
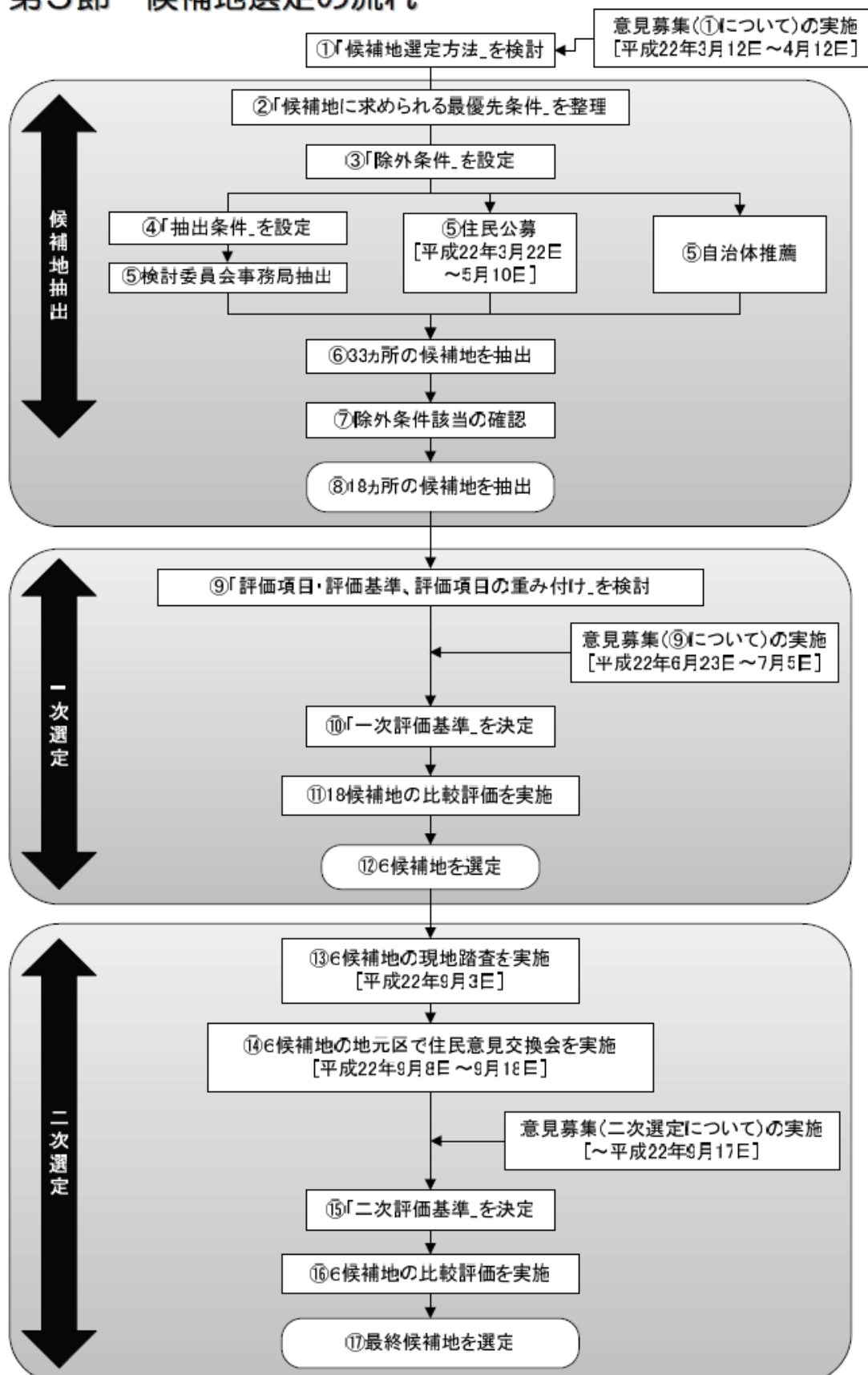


図 2.1 総合評価

出典：「新ごみ処理施設整備基本計画の策定に係る建設候補地選定報告書」／三鷹市・調布市

■他自治体の事例③：北アルプス広域連合
(大町市・池田町・松川村・白馬村・小谷村)

第5節 候補地選定の流れ



第2節 候補地抽出方法の決定

候補地の抽出にあたっては、広く住民参加による候補地選定を行うべきとの意識から、住民意見の募集と併せて公募により候補地の推薦を受けることとし、公募（自薦、他薦）、自治体推薦、検討委員会事務局抽出の3つの方法により行うこととしました。

1. 公募、自治体推薦による候補地抽出

平成22年3月22日から5月10日にかけて、対象区域全域を対象に候補地を公募するとともに、関係市村あて候補地の推薦を依頼しました。

ここで、公募にあたっては、広く応募しやすい状況とするために、応募者の氏名は非公表としました。

2. 検討委員会事務局による候補地抽出

検討委員会では、公募、自治体推薦と並行して候補地抽出の条件を検討し、この設定条件にしたがって、検討委員会事務局により別途候補地を抽出しました。

抽出の条件は、前節の最優先条件に加え、表2-2の除外条件に該当しない箇所としたほか、恣意的な抽出とならないよう、機械的に判断が出来る下記の条件を採用しました。

- ・ 除外地域を除く箇所（農振農用地は土地利用計画図を並べて、確認）
- ・ 事務局で選定した幅員5.5m以上のネットワークとなる幹線から100m幅以内の現況を把握
- ・ 幹線沿道に住宅・商業施設、鉄道が立地している場所は除く
- ・ 1ha以上が確保できると思われる場所（100m以上の隣接地も含めて）
- ・ なるべく平坦地を抽出（等高線から判断）

表 3-4 一次評価基準

比較評価項目				
評価の指標			評価の考え方	3段階評価の基準
大項目	中項目	小項目		
1. 検討地の状況及び規制	検討地の状況	1-1敷地面積 1-2土地の形状・地質	施設内の車両走行ルート、配置、緑化等を計画する際に制約を受けない一定以上の面積が必要。 同じ面積でも土地の形がいびつな場合や起伏がある場合は、利用できる面積が少なくなり施設計画や動線計画に支障がでる。軟弱な地盤の場合、地盤沈下や舗装の補修等に支障が出る。	3点:有効面積として1.5ha以上確保できる(余熱利用施設等の併設が可能)。 2点:1ha以上確保でき、施設配置や場内の車両の通行に支障がない。 1点:概ね1ha以上確保できるが、形状がいびつ等の理由により、施設配置や動線に一部支障がある。
		法令関係他	1-4都市計画区域、用途地域等 1-5市村の土地利用規制	3点:市村の規制対象に該当しない。 2点:市村の規制対象に該当するが、村の高さ制限(18m以下)または大町市の立地規制には該当しない。 1点:村の高さ制限(18m以下)または大町市の立地規制に該当する。
		1-7埋蔵文化財等の歴史的資源	埋蔵文化財はその資源としての重要度により対応が異なるため、詳細を把握し、工務への影響や文化財の保全を優先するかべきかを評価する。	3点:埋蔵文化財の問題はない(近傍に埋蔵文化財等は確認されていない) 2点:近傍に埋蔵文化財の存在が確認されている 1点:候補地内または近傍に埋蔵文化財等の存在が確認されており、発掘調査等確認の必要性がある(場合により保存が必要であり施設建設に支障がある。)
		1-8災害の危険性	災害の危険性のより少ない土地が望ましい。活断層、砂防指定地、浸水想定区域の確認、チェック。	3点:活断層の破砕帯、砂防指定地、浸水想定区域のいずれも該当しない。 2点:上記区域のいずれか1つが該当する。 1点:上記区域のいずれか2つもしくは3つが該当する。
	まちづくり計画との整合	1-9各市村の総合計画、都市計画等	各市村の策定している総合計画、都市マスタープラン、観光振興計画など、まちづくりとの整合をとる必要がある。	3点:候補施設と競合する計画は該当しない。 2点:競合する計画が1つある。 1点:競合する計画が複数ある。
2. 環境影響評価面	自然環境	2-1.絶滅危惧動植物及び希少野生動植物の生息域	貴重な生き物(希少種、貴重な植物群落等)の生息地は避ける。(生息域が該当する場合は、その内容から候補地から除外することもあり)	3点:県のレッドデータブックで絶滅危惧種の生息が確認されていない。 2点:県のレッドデータブックの絶滅危惧種(動物)が生息する。 1点:県のレッドデータブックの絶滅危惧種(植物)が生息する。 ※候補地の土地状況(造成地等)から、生息している可能性が低い候補地は2点とする。
		2-3.水源・湧水保全	水源地への影響や、水源涵養、湧水や地下水脈の保全に影響のない場所が望ましい	3点:当該保全地域に該当しない。 2点:該当するが費用をかけることにより保全が可能。(かん養域に占める候補地面積が大きくない。) 1点:費用をかけても多少の障害が予想される。
	社会環境・生活環境	2-7.周辺の住宅等の密集度	住宅、集落、住宅街から離れているほうが望ましい。	3点:300m以内に住宅が無い。 2点:100m以内に住宅が無い。 1点:100m以内に住宅がある。
		2-8.学校、病院等からの距離	学校、幼稚園、助産施設、児童厚生施設、保育所、病院、診療所、老人福祉施設、水道施設等と近接する場合において、生活環境の保全において特に配慮を要する。	3点:300m以内に対象物が無い。 2点:100m以内に対象物が無い。 1点:100m以内に対象物がある。
		2-9.現有道路の混雑度(交通量)	検討地周辺現有道路、計画道路に対して、渋滞等の悪影響を及ぼさないか。	3点:現在渋滞はなく、交通事情の悪化も無い。(混雑度1.0未満) 2点:交通事情の悪化が予想される。(交通量増加により混雑度1.0以上) 1点:既に渋滞がある。(現況で混雑度1.0以上)
		2-10.歩行者の安全性の確保	通学路を搬入道路として利用することはできるだけ避けるなど、歩行者等の安全がより高く確保されることが望ましい	3点:大型車の通行に支障が無く、歩道も整備されている。 2点:大型車の通行に支障が無いが、歩道がないもしくは通学路に指定されている。 1点:大型車の通行に支障がある。

表 3-13 二次評価基準

比較評価項目			
評価の指標			評価の考え方
大項目	中項目	小項目	
1. 計画地の状況及び利用	計画地の状況	1-1 現在の土地利用状況	施設建設に支障がないかどうかを評価する。
	法外関係地	1-2 農用地区域(農地)	耕作放棄地等の場合は、農地として今後保全すべきかを、将来への土地利用等を考慮し評価する。
	インフラの整備状況	1-10 上水道、電気、公営下水道、道路等の整備状況・計画	道路、電気、電話、上・下水道、排水道等が整備されていることが望ましい。
2. 周辺影響評価面	自然環境	2-2 生態系ネットワークの保全	多様な生物を有する生態系の保全に支障がないことが望ましい。
	地球環境	2-4 土地利用	周辺の土地利用状況があるかを評価する。
		2-5 収集運搬	温暖化防止の観点から、CO2等の排出発生が少ないほうが良い。
	社会環境・生活環境	2-1 景観形成	観光地としての景観形成への配慮で問題のないことが望ましい(景観形成重点地域、市村の観光地づくり方針等との整合もチェック)。
3 その他	3-1 全容形成		地域住民との全容形成のしやすさについて、評価する。
	3-2 用地取得		用地取得の可能性。
	3-3 経済性(整備費同等の比較)		施設費用を比較する際(に差の出るものや高価となる整備内容、造成、インフラ、土地利用、運搬施設などを含む) 施設費(上記項目+施設建設本体) 運搬(燃料管理費、収集費用(計入分を含む))
			3点: 施設建設に支障となるものはない。(未利用地など) 2点: 支障物はあるが、除去が容易である。(仮設構造物、農具等) 1点: 支障の除去は可能ではあるが、相当の経費を要する。
			3点: 農用地ではない。 2点: 農用地であっても将来に亘って耕作の意思が無く、また当該地が転用農用地となっても周辺への影響は無い。 1点: 農用地で将来に亘って耕作の意思が無いが、農用地に囲まれているなど、周辺の影響がある。
			3点: すべて整備されている、または整備予定がある。 2点: 道路、上水、排水路が整備されている、または整備予定がある。 1点: 2点、3点以外
			3点: 生態系ネットワークに支障ない。 2点: 生態系ネットワークにやや支障がある。 1点: 生態系ネットワークを破壊、中断し、影響が大きい。
			3点: 土地利用先が確実に存在する。 2点: 土地利用先が存在する可能性がある。 1点: 土地利用先が無い。
			最大と最小の間を3等分する。 3点: 小 2点: 中 1点: 大
			3点: 観光地としての景観等に影響が少ない。 2点: 観光地としての景観形成等に影響がある。(景観形成重点地域にあたる) 1点: 観光地としての景観形成等に影響があり、かつ市村の計画等に適合しない。
			得られた評価指標を基に、地域住民との全容形成のしやすさを観点として、各委員で総合的に判断した上で1～3点の投票により決定する。
			3点: 既に取得済み。 2点: 取得できる見込みがある。 1点: 不明。
			最大と最小の間を3等分する。 3点: 安い 2点: 中 1点: 高い

出典: 「ごみ処理施設建設候補地選定調査報告書」/北アルプス広域連合 ごみ処理施設検討委員会

■他自治体の事例④：猪名川上流広域（川西市・猪名川町・豊能町・能勢町）

猪名川上流 1 市 3 町広域ごみ処理施設建設予定地について（平成 11 年 3 月 1 日）

建設予定地

予定地 川西市国崎字小路（田尻川右岸山林）

面積 約 13 ヘクタール（仮境界による）

建設予定地の選定経過

選定の前提

地理的にも人口的にも中心をなし、1 市 3 町のごみの約 74%を排出する川西市の地域内で建設するのが、住民感情からみても実現可能性からみても合理的と判断し、川西市域内で建設予定地を選定することを前提とする。

選定に係る判断要素の策定（策定年月日 平成 10 年 10 月 20 日）

ごみ処理施設（焼却施設）の用地選定についての一般基準として示されている「計画標準（案）建設省 昭和 35 年」を参考に、建設候補地選定のための判断要素 5 項目を次のとおりとした。

1. 住民感情を考慮して、500 メートル以内に人家が全くないか非常に少ないこと。
さらに、1 キロメートル以内に相当規模の集落・住宅団地がない場所であること。
2. 国道、主要地方道から集落を通過せずに直接進入できる道路が確保できること
3. 地権者が多数で用地買収が困難であるなど予想される問題点がないこと。
4. 都市計画上、将来明らかな支障が生じないこと。
5. 1 市 3 町のごみを搬入するのに搬送距離がなるべく短くなること。

建設候補地の選定

候補地のリストアップ及び詳細調査地の選定（平成 10 年 10 月 21 日から平成 10 年 11 月 12 日）

まず、造成後の施設用地面積概ね 5 万平方メートル（最低 4 万平方メートル）を確保できると目される場所を 6 カ所（前回の候補地のうち 4 万平方メートルを明らかに確保できない現北

部処理センター隣接地を除く 4 カ所及び広域化という観点から新たに加えた 2 カ所) をピックアップし、建設候補地に係る判断要素 5 項目に照らし合わせる形で、環境事業部で、関係資料に基づき調査を行った。その結果、判断要素 5 項目を概ねクリアする 2 地点を詳細調査地とした。

詳細調査(平成 10 年 11 月 12 日から平成 11 年 1 月 14 日)

土木部にて実施。詳細調査項目は次のとおり。

1. 地形地質
2. 水系流末河川
3. 用地地権者数等
4. 立地条件、利便性
5. 環境、景観
6. 土地利用計画
7. 供給設備
8. 進入道路
9. 経済性

建設予定地の選定

詳細調査結果を基に、平成 11 年 1 月 28 日市長及び助役協議を開催し、2 カ所の比較検討において、造成後の土地利用面、アクセス道路の状況、経済性の問題等主要な判断材料のすべての面で優れている国崎小路地区を建設予定地に選定した。

建設予定地の評価

1. 建設予定地は 1 市 3 町の概ね中央に位置し、1 市 3 町からのごみ搬入に極めて便利であり、1 市 3 町からのごみ収集車両の走行距離が短くなり、自動車排ガスによる環境問題やごみ搬送コストの面で望ましいと考える。
2. 建設予定地へのアプローチは県道野間・出野・一庫線から新設橋梁にて田尻川を横断することになるが、途中集落はなく直接進入する道路が確保できる。
また、建設予定地から一番近い人家までの距離は約 620 メートルであり、また、一番近い集落までの距離は約 1 キロメートルである。

- 3.建設予定地周辺の道路整備状況は概ね良好であり道路拡幅等の必要がない。また、1市3町からのアクセスが分散され交通量の多い国道173号線への集中を緩和することができる。
- 4.建設予定地と既存道路との高低差は約90メートルで全体として東斜面を成し、現況勾配は約30度であり、進入路の設置について問題なく、地質的には丹波帯長尾山層(主として頁岩、砂岩により形成)と推定され造成上問題はない。
- 5.現時点において建設予定地周辺1キロメートル以内での住宅団地その他都市計画施設の設置は予定されておらず、都市計画上、将来明らかな支障が生じるおそれがない。

その他建設予定地選定にあたり検討した事項

建設予定地が一庫ダムの上流に位置することについて

近年のダイオキシン問題に見られるごとくごみ処理施設に関連した環境問題が大きな高まりをみせ、これに伴いごみ処理技術、排ガス処理技術がともに大きく向上しており、今やごみ処理に係る環境への負荷はほとんど影響のないレベルまで低減することが可能となっている。

特にごみ処理施設からの排水による水質汚濁という問題に関しては、排水についてはクローズドシステムを採用する方針であり、水系の汚濁負荷は生じない。

また、排ガス中のごく微量の汚染物質が雨に溶けて、それが飲料水の安全問題につながると考えるのであれば、1市3町の降雨はすべて猪名川に集約され、水道原水の取水を兵庫県は川西市の多田院で、池田市は木部町でまた伊丹市は軍行橋下流で行っていることから見て、1市3町内のどこに建設しても影響は同じであるといえる。

ちなみに、昭和59年(昭和46年からは現北部東側)以来ごみ焼却を行ってきた、北部処理センター周辺の環境現況を把握するため平成10年1月から2月に実施した「北部処理センター周辺環境現況調査」の結果においても、大気質、土壌、水質、底質について、ダイオキシン類をはじめとして、どの項目においても特に汚染による影響が危惧されるようなレベルでないとの評価を得ている。

こうしたことから、建設予定地が阪神間の水ガメである一庫ダムの上流に位置することについては、何ら問題ないものと判断する。

自然保護の観点から検討した事項

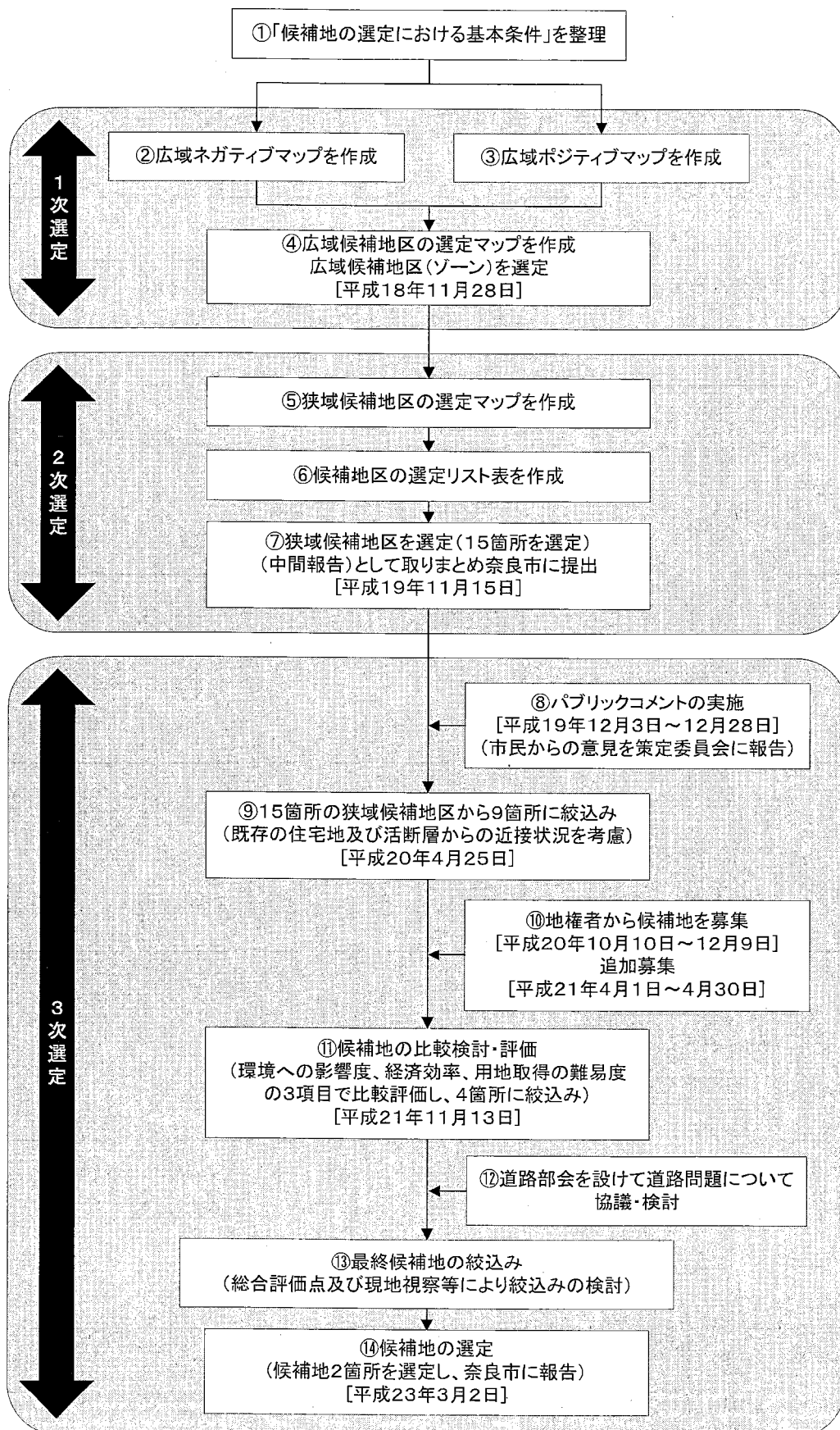
猪名川上流 1 市 3 町広域ごみ処理施設建設予定地位置図



12

■他自治体の事例⑤：奈良市

候補地の選定方法について（選定フロー図）



出典：「奈良市クリーンセンター建設候補地の選定について（報告）」／奈良市

（１）基本条件に基づく調査・検討方法

基本条件①

３００ｍ以内に学校、幼稚園、保育園及び病院等が無く、住宅地群に近接していないこと。

残念ながら、ごみ処理施設はまだまだ危険な施設の一つという誤解が解けていません。それで、これを第１条件にしました。しかし、この条件を満たすか否かについての基準は客観的に引けない限界があります。

そこで、公害調停条項に従い、学校、幼稚園、保育園及び病院等から３００ｍ以内には建設しないという要件とし、安全性を考慮して敷地境界から測ることにしました。また、「住宅地群に近接していないこと」という条件に関しては、何戸以上を「群」と捉えるのか？、「近接」とはどのような状態を指すのか？も、委員だけで決められず、候補地周辺の住民の方々と話し合わないとは決められない事項です。

基本条件②

自然環境を保全するため、自然公園地域、風致地区、環境保全地区等には設けない。

この条件に関しては、国、奈良県などが指定している地区を除外すればすむことになりますが、指定地区以外の自然環境は守らなくてよい、とは言えませんので、仮にそのような自然がある場合、候補地の住民と話し合う必要がでてきます。

基本条件③

生活環境を保全するため、人口の密集した地域や、住居専用地域（都市計画法）等には設けないこと。

「人口の密集した地域」については、ＤＩＤ（人口集中地区）が定められていますが、この中に１０ha程度の空き地はあり得るし、「密集」をどう捉えるとよいのか？は①項と同様、委員だけでは決めることはできません。

また、住居専用地域（都市計画法）については、法的には区域が指定されていますが、この中にも１０ha程度の空き地はあり得るし、全て除外するとごみをたくさん出す市街化区域が除かれるという別の問題が生じることから、法的区域を全て除くのではなく、二次選定（詳しくはP19参照）で精査して、除外すべき地域を探すことにしました。

基本条件④

防災面に配慮するため、災害の危険性がある地域は避けること。

判明している活断層直上付近と、急傾斜地崩落危険区域（県指定）、地滑り防止区域（県指定）を除外することにしました。

基本条件⑤

ごみの収集・運搬効率がよく、焼却後の残渣の処理に便利な場所を選ぶこと。

この条件については、ごみをたくさん出す奈良市の中心部に近い方がごみの収集・運搬に必要な費用を低く抑えることが出来ることから、かなり遠いところは避けた方がよいという趣旨で、明確に除外地区を決めることはできません。

そこで、第一段階では、図２（P15）に示すように、ごみの収集運搬コストが現焼却工場と比較して２倍以上必要な地区（灰色の地区）については除外することにし

ました。

基本条件⑥

将来にわたって、土地利用が決まっている地区には設けないこと。

都市公園指定区域（市民が普通に利用している公園など）、国営総合農地開発事業地区、ほ場整備事業地区を除くことを基本に検討しました。奈良市内では柳生、大柳生、田原地区の一部が事業地区に指定されています。

基本条件⑦

搬出入のための主な道路が整備できているか、整備できることが確実な場所であること。

大型車が通行可能な既存の2車線以上の道路に隣接していること、並びに進入路の新設整備等を考慮して、道路から概ね500mを超える地域は除外することにしました。

基本条件⑧

電気、ガス、水道等の供給設備の整備が困難でないこと。

この条件も除外条件になるのではなく、回避条件ですから、やむを得ない場合にはお金をかけて、設備を整えなければならない事項です。

基本条件⑨

その他の条件

8項目以外に、文化財、世界遺産のある地域周辺（バッファゾーン、ハーモニーゾーンに指定されている区域）も除外することにしました。

また、保安林や農振農用地区域、急斜面のため敷地の造成が困難な地域（斜面の勾配が概ね1：2以上の急勾配の範囲）は、なるべく避けた方がよい地域として、今後の三次選定で検討していくことにしました。

出典：「ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会中間報告」／奈良市

候補地の比較評価基準

比較評価項目					
評価の指標			評価の考え方	7段階評価の基準	備考
大項目	中項目	小項目			
環境への影響度	生活環境	住宅の近接状況	住宅地からの近接状況について、候補地区周辺の住宅地の立地状況を評価した。	7点 候補地の周辺に住宅地は少ない。 6点 5点 候補地周辺の1方位に住宅地が点在する。 4点 3点 候補地周辺の2方位に住宅地が点在する。 2点 候補地周辺の3方位に住宅地が点在する。 1点 候補地の周辺を取り囲むように住宅地が存在する。	
		道路交通への影響	施設の立地による周辺の主要道路における混雑度及び将来の増加率を評価した。	「道路交通への影響による比較評価」を参照（参考資料－1）	
		施設配置の制約	候補地形状・面積及び周辺の土地利用状況より、候補地内における施設配置に当たっての制約の有無を評価した。	7点 6点 5点 候補地形状・面積及び周辺状況より、施設配置上の制約が少ない。 4点 候補地形状・面積及び周辺状況より、施設配置に一定の制約がある。 3点 候補地形状・面積及び周辺状況より、施設配置上の制約が多い。 2点 1点	3, 4, 5点の範囲で評価する
		市民持込の利便性	市民のごみ持込の利便性は、持込の距離に比例すると想定される。このため、収集運搬コストにより、相対的な市街からの距離が短くなる候補地区を優れていると評価した。 ※収集運搬コストの比は、最小で1.14、最大で1.58であるため、0.2きざみで右記の区分とした。	収集運搬コストが、最小となる都跡校区との相対比率より、 7点 6点 5点 1.27倍以下 4点 1.28～1.48倍 3点 1.49倍以上 2点 1点	3, 4, 5点の範囲で評価する
	自然環境	用途指定の状況	農振農用地・保安林に指定されているか、風致地区に近接しているか、施設整備にあたり用途指定の解除等の必要性を評価した。	7点 農振・保安林の指定、風致地区の近接ともにない。 6点 5点 一部に農振の指定があるが指定面積が少ない。 4点 農振・保安林の指定、風致地区の近接のいずれかがある。 3点 一部に保安林指定があり、風致地区に近接している。 2点 2種類の用途指定がある。 1点 農振・保安林の指定、風致地区の近接ともにある。	
		土地利用の現況	施設整備にあたり新規の大規模な開発により自然環境を損なうおそれがあるか、現況の土地利用から想定される開発を要する土地の割合を評価した。	7点 既に現状の大部分を他用途の利用に供されており、新たな森林伐採の必要が少ない。 6点 現状の10％程度を山林が占めている。 5点 現状の30％程度を山林が占めている。 4点 現状の50％程度を山林が占めている。 3点 現状の70％程度を山林が占めている。 2点 現状の90％程度を山林が占めている。 1点 現状の大部分を山林が占めており、整備にあたり一定の森林伐採が必要。	
経済効率		維持管理、収集運搬にかかる費用	施設の維持管理、収集運搬の費用を評価（稼働年数を仮に30年と想定）した。	「経済効率面による比較評価」を参照（参考資料－2）	
		施設整備にかかる費用	施設建設、用地買収、電気、上下水道、敷地造成、取付道路の整備に係る費用を評価した。	「経済効率面による比較評価」を参照（参考資料－2）	3,4,5点の範囲で評価する
		廃棄物処分場があることによる影響	土対法等の制約を受けるおそれがある並びに廃棄物処分場の立地により再処理の必要性が生じることを評価した。	7点 立地していない。 6点 5点 区域の一部に廃棄物処分場が立地している。 4点 3点 比較的広い区域に廃棄物処分場が立地している。 2点 1点	2,4,7点の範囲で評価する
用地取得の難易度		候補地の応募状況	公募により地権者から応募が得られた土地について評価した。	「候補地の応募状況による比較評価」を参照（参考資料－3）	
		土地の所有者数	用地取得に伴う土地の権利者数を評価した。 ※施設整備に必要な10haあたりの所有者数は、最小で1、最大で54であるため、8人きざみで右記の区分とした。	7点 10haあたりの所有者数が8人以下 6点 10haあたりの所有者数が9～16人 5点 10haあたりの所有者数が17～24人 4点 10haあたりの所有者数が25～32人 3点 10haあたりの所有者数が33～40人 2点 10haあたりの所有者数が41～48人 1点 10haあたりの所有者数が49人以上	

出典：「第30回ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会資料」／奈良市

野田市新清掃工場建設候補地選定審議会

会長 立本英機 様

新清掃工場に対する私見

小暮正男

私は、一年前市の清掃工場建設が公になるまえに、町内に呼びかけ他市でのゴミの取組みを視察した経緯が御座いますので、今回この審議会で参考になればと思い参加させて頂きました。以下参考までに。

栃木県下で初めて最新鋭設備を導入した施設でした。名称みかもクリーンセンター

焼却方法、流動床式熱分解ガス化溶融炉工場

特徴は有害なばいじん、汚水、排ガス、臭気など場外に出さない施設です。

余熱利用では、リフレッシュセンター 温水プール、スポーツジム等併設している。

地元還元策 周辺道路整備、公民館等

以上のような

佐野市の場合、ダイオキシン公害騒ぎと、老朽化にともない新施設を建設することになった、建設に当たり市民100人委員会を設置公募したところ、206人応募全員市民として意見を聞いた。

3町候補地が上がり町谷町が名乗り出た、有害なばいじん、排ガス、汚水、臭気を場外にださない施設。

市民の関心度が高かった。

工期平成16年3月～平成19年3月竣工

焼却方式 流動床式熱分解ガス化溶融炉

能力128トン 64トン×2炉 24時間運転

電気、排気ガスの熱で蒸気を作りタービンを回し施設内電気をまかなう、余剰電気は売電する。

公害基準は、すべて国レベル以下 下記参照

廃熱利用施設リフレッシュセンター トレーニング、温水プール等、指定管理者

焼却場メンテナンス、設計会社、入札制

工場、20年契約 交渉の余地あり、DBO式

工事費用、合併特例債 60億 市より2千万

建設地、工場団地

他に、リサイクルセンター併設、缶、瓶、ペットボトル等、ブロック形状にする、灰は舗装下に使用、

更にインターロッキング等に再生

操作民間会社

国公害防止基準 ↓

ばいじん 0.8g/nm 以下

硫黄酸化物 1,226ppm 以下

塩化水素 700mg/430ppm 以下

窒素酸化物 250ppm 以下

一酸化炭素 30ppm 以下

ダイオキシン 0.1ng 法令 1ng TEQ/Nm以下

クリーンセンター ↓ 管理値

0, 0.1g 以下

30ppm 以下

70g 以下

50ppm 以下

30ppm 以下

0, 0.5ng 以下

平成14年12月よりダイオキシン類の規制が強化される。

野田市喫緊の課題

環境アセスメントの整備、地域の勉強会行政主導による。

工場の一体整備（原案）・・流動床式熱分解ガス溶融炉がふさわしいのでは？

稼働期限の明示・・メーカー保証期限 メンテナンス期間 （業者、費用、入札）

工業系用途地域、市街化調整区域、病院学校等隣接しない100M以上

植樹

新清掃工場建設地住民の気持ち、素朴な疑問

候補地い何故選ばれたか？ 行政の説明

どう言う物を作るのか？ 機種選定、燃焼方式、公害はないのか等

地域還元策は？

1：建設候補地周辺住民への説明するに当たり、中里地域よりの反対趣旨の詳細を分析する必要があるのでは？

中里地区反対理由・・環境影響・周辺住民の健康問題・作物の影響・

交通渋滞、騒音、振動、排気ガス・

建設地選定の不明朗さ

市当局の姿勢等

メリット？ 地域還元策

以上の要件がクリアされなければ、他の候補地住民に説明がつかないのでは？

2：資料2では、8項目の土地選定基準が示されており、この条件が満たされた候補地が市内に何カ所位存在するか？

3：説明時環境アセスメント提示が重要ではないか？

4：アフターメンテナンス

以上視察見解を述べさせていただきました。処理能力は、排出口で左右されるが

私は野田市に於いても流動床式熱分解ガス化熱分解溶融炉がふさわしいのではと考えます。

理由、高熱処理の為、臭い、煤煙、灰までリサイクル、熱利用による発電、余電気売電

余熱施設還元等。

審議委員及び候補地の皆様にも、最新鋭設備の工場を視察するのも良いことではないかと思えます。

以上

参 考

佐野市の人口と世帯数（平成23年4月1日現在）

人 口 124,299人

世帯数 48,447世帯

野田市新清掃工場建設候補地選定審議会日程表(案)
(平成 24 年 1 月～6 月)

第 9 回	1 月 29 日 (日) 午後 1 時～	・ 候補地選定基準について (1)	保健センター 3 階大会議室
第 10 回	2 月 11 日 (土) 午後 1 時～	・ 候補地選定基準について (2)	市役所 8 階大会議室
第 11 回	3 月 3 日 (土) 午後 1 時～	・ 候補地選定基準について (3) ・ 選定基準適合候補地について ・ 一般廃棄物処理基本計画 (ごみ編) 及びサブ タイトルのパブリックコメント結果について	市役所 8 階大会議室
第 12 回	3 月 17 日 (土) 午後 1 時～	・ 候補地の複数選定について (1) ・ 選定基準適合候補地現地視察	市役所 8 階大会議室
第 13 回	3 月下旬開催予定	・ 候補地の複数選定について (2)	市役所 8 階大会議室

第 14 回	4 月中旬開催予定	・ 処理方式について (1) ・ 他市施設の視察 (別途の日に)	市役所 8 階大会議室
第 15 回	4 月下旬開催予定	・ 処理方式について (2)	市役所 8 階大会議室
第 16 回	5 月中旬開催予定	・ 環境アセスメントについて	市役所 8 階大会議室
第 17 回	5 月下旬開催予定	・ 第 1 次答申案について	市役所 8 階大会議室
第 18 回	6 月中旬開催予定	・ 地元還元対策について (1)	保健センター 3 階大会議室
第 19 回	6 月下旬開催予定	・ 地元還元対策について (2)	市役所 8 階大会議室

基本計画の前に審議会で決定していただきたいことがあります

ゴミ処理の大きな方向性

Aー野田市以外でゴミ処理を委託する。(候補地選定はなくなりますが住民に費用の負担が増えます)

Bー野田市内で候補地選定しゴミ処理をする。

このどちらかを決定後に一般廃棄物処理基本計画に進みたいと思います。

一般廃棄物処理基本計画

新清掃工場建設候補地選定基本計画

- 1、 候補地選定基準として 1 番大切な事は住民の健康と安全が 1 番大切であります。人口密集地域でない住民の少ない場所を選定する。
- 2、 半径 0.8 キロメートル～1 キロメートル以内に食品関係工場、小、中学校、幼稚園、病院等ない場所を選定する。
- 3、 活動期限を 15 年とする。
- 4、 必要面積が確保出来ること。
- 5、 搬出入路を 6m 以上の舗装道路が有るか又は作れること。
- 6、 野田市の土地か、市街化調整区域内であること。

上記 6 項目に従い候補地を選定し環境アセス(複合公害、排ガス、騒音、振動等)を第三機関と審議会委員立会いで測定する。

候補地選定に係る答申までの為新清掃工場建設の仕様項目及び協定書の内容については今回明記しません。